鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（答申）（全部変更）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

※変更案の構成に合わせて、現行欄の文章の位置を一部組み替えている

変　更　案	現　行
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針
目　次	目　次
Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
（Ⅰ第一の本文に統合→）	1　基本的な考え方
（Ⅰ第一の本文、第二～第六の各論に統合→）	2　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
（Ⅰ第一の本文、第二～第六の各論に統合→）	3　鳥獣保護管理事業の実施の方向性
第二　関係主体の役割の明確化と連携	*（←Ⅰ第十一から移動）*
1　関係主体ごとの役割	*（←Ⅰ第十一から移動）*
2　関係主体の連携	*（←Ⅰ第十一から移動）*
第三　科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	*（←項目としては新設）*
1　科学的情報の収集	*（←Ⅰ第二３等から移動）*
2　特定計画制度の推進	*（←Ⅰ第三から移動）*
3　鳥獣保護区の指定及び管理	*（←Ⅰ第五から移動）*
4　狩猟の適正化	*（←Ⅰ第六１の一部から移動）*
5　鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項	*（←新設、一部Ⅰ第六５から移動）*
第四　鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	第二　鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施
1　制度上の区分に応じた保護及び管理	1　制度上の区分に応じた保護及び管理
2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方	2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方
（Ⅰ第二１、Ⅲ第七へ移動→）	3　鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進
（Ⅰ第三２へ移動→）	第三　特定計画制度の推進
（Ⅰ第三２、Ⅰ第四２へ移動→）	1　特定鳥獣の適切な保護及び管理
（Ⅲ第六11へ移動→）	2　地域における取組の充実
（削除→）	3　休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

（削除→）	4　入猟者承認制度
第五　人材の育成及び配置	第四　人材の育成・確保
1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置	1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保
2　研修等による人材育成	2　研修等による人材育成
3　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用	3　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用
（Ⅰ第三３へ移動→）	第五　鳥獣保護区の指定及び管理
（Ⅰ第三３へ移動→）	1　鳥獣保護区の適切な指定及び管理
（Ⅰ第三３へ移動→）	2　鳥獣保護区における保全事業の推進
（Ⅰ第三３へ移動→）	3　環境教育等の推進
（Ⅰ第三４へ移動→）	第六　狩猟の適正化
（Ⅰ第三４へ移動→）	1　基本的な考え方
（Ⅲ第九３へ移動→）	2　狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実
（削除→）	3　網猟とわな猟の適切な実施
（Ⅲ第九３へ移動→）	4　狩猟者の確保
（Ⅰ第三５へ移動→）	5　鳥類の鉛中毒の防止
第六　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	*（←第十二から移動）*
1　国の鳥獣捕獲許可の許可基準	*（←第十二２から移動）*
2　輸入鳥獣の取扱いの適正化	*（←第十二３から移動）*
3　愛玩飼養の取扱い	*（←第十二４から移動）*
4　傷病鳥獣救護に関する考え方	*（←第七から移動）*
5　油等による汚染に伴う水鳥の救護	*（←第七から移動）*
6　感染症への対応	*（←第十から移動）*
7　鳥獣への安易な餌付けの防止	*（←第八から移動）*
8　国際的取組の推進	*（←第九から移動）*
（Ⅰ第六３へ移動→）	第七　傷病鳥獣の取扱い
（Ⅰ第六７へ移動→）	第八　鳥獣への安易な餌付けの防止
（Ⅰ第六６へ移動→）	第九　国際的取組の推進
（Ⅰ第六５へ移動→）	第十　感染症への対応
（Ⅰ第二へ移動→）	第十一　関係主体の役割の明確化と連携
（Ⅰ第二１へ移動→）	1　関係主体ごとの役割

（Ⅰ第二２へ移動→）	2　関係主体の連携
（Ⅰ第六へ移動→）	第十二　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項
（Ⅲ第三へ東郷→）	1　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
（Ⅰ第六１へ移動→）	2　国の鳥獣捕獲許可の許可基準
（Ⅰ第六１へ移動→）	3　輸入鳥獣の取扱いの適正化
（Ⅰ第六２へ移動→）	4　愛玩飼養の取扱い
Ⅱ　希少鳥獣の保護に関する事項	Ⅱ　希少鳥獣の保護に関する事項
第一　希少鳥獣の保護及び管理	第一　希少鳥獣の保護及び管理
第二　希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項	第二　希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項
1　計画の対象とする鳥獣	1　計画の対象とする鳥獣
2　計画の期間	2　計画の期間
3　計画の対象地域	3　計画の対象地域
4　保護又は管理の目標	4　保護又は管理の目標
5　保護事業又は管理事業	5　保護事業及び管理事業
6　計画の記載項目	6　計画の記載項目
7　計画の作成及び実行手続	7　計画の作成及び実行手続
8　計画の見直し	8　計画の見直し
9　計画の実行体制の整備	
Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間	第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間
第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
1　鳥獣保護区指定の目的と意義	1　鳥獣保護区指定の目的と意義
2　鳥獣保護区の指定方針	2　鳥獣保護区の指定方針
3　鳥獣保護区の指定区分及び指定基準	3　鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
4　特別保護地区の指定	4　特別保護地区の指定
5　特別保護指定区域	5　特別保護指定区域
6　休猟区の指定	6　休猟区の指定

7　鳥獣保護区の整備等	7　鳥獣保護区の整備等
第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
1　鳥獣の人工増殖	1　鳥獣の人工増殖
2　放鳥獣等	2　放鳥獣等
第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
1　捕獲許可基準の設定にあたっての共通事項	1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
2　目的別の捕獲許可の基準	2　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
3　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	3　学術研究を目的とする場合
	4　鳥獣の保護を目的とする場合
	5　鳥獣の管理を目的とする場合
	6　その他特別の事由の場合
	7　鳥類の飼養登録
	8　販売禁止鳥獣等の販売許可
第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
1　特定猟具使用禁止区域	1　特定猟具使用禁止区域
2　特定猟具使用制限区域	2　特定猟具使用制限区域
3　猟区	3　猟区
4　指定猟法禁止区域	4　指定猟法禁止区域
第六　特定計画の作成に関する事項	第六　特定計画の作成に関する事項
1　計画作成の目的	1　計画作成の目的
2　対象鳥獣の単位	2　対象鳥獣
3　計画期間	3　計画期間
4　対象地域	4　対象地域
5　計画の目標	5　保護又は管理の目標
6　保護事業又は管理事業	6　保護事業又は管理事業
7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項
8　計画の記載項目及び様式	8　計画の記載項目及び様式
9　計画の作成及び実行手続	9　計画の作成及び実行手続
10　計画の見直し	10　計画の見直し

11　計画の実行体制の整備	11　計画の実行体制の整備
第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
1　鳥獣の生態に関する基礎的な調査	1　鳥獣保護対策調査
2　法に基づく諸制度の運用状況調査	2　鳥獣保護区等の指定・管理等調査
3　新たな技術の研究開発	3　狩猟対策調査
	4　鳥獣管理対策調査
第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
1　鳥獣行政担当職員	1　鳥獣行政担当職員
2　鳥獣保護管理員	2　鳥獣保護管理員
3　保護及び管理の担い手の育成	3　保護及び管理の担い手の育成
4　鳥獣保護管理センター等の総合的な拠点整備	4　鳥獣保護センター等の設置
5　取締り	5　取締り
6　必要な財源の確保	6　必要な財源の確保
第九 その他	第九 その他
1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
2　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	2　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い
3　狩猟の適正化	3　狩猟の適正管理
4　傷病鳥獣救護への対応	4　傷病鳥獣救護の基本的な対応
5　油等による汚染に伴う水鳥の救護	*（←Ⅲ第九４中から移動）*
（Ⅲ第九７(2)へ移動→）	5　安易な餌付けの防止
6　感染症への対応	6　感染症への対応
7　普及啓発	7　普及啓発
Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項	Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項
第一　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項	第一　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項
1　目的	1　目的
2　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する事項	2　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目
第二　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項	第二　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項
1　背景及び目的	1　背景及び目的
2　対象鳥獣の種類	2　対象鳥獣の種類

3　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制 8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続 1　関係地方公共団体との協議 2　利害関係人の意見の聴取 3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告 4　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続 5　国の機関が実施する場合の手続 第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方 1　委託先の考え方 2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項 3　従事者証の交付 第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画 1　夜間銃猟の委託と作業計画の作成 2　夜間銃猟の実施手続 第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価	3　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制 8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続 1　関係地方公共団体との協議 2　利害関係人の意見の聴取 3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告 4　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続 5　国の機関が実施する場合の手続 第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方 1　委託先の考え方 2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項 3　従事者証の交付 第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画 1　夜間銃猟の委託と作業計画の作成 2　夜間銃猟の実施手続 第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
1　基本的な考え方 鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。我が国は、高度に経済を発達させながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有している。このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものである。	1　基本的な考え方 鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものである。
しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。	しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。
特に、近年、ニホンジカやイノシシ等において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっている。これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置することや、加害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。	特に、近年、ニホンジカやイノシシ等の種において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっている。これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置することや、加害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。
そこで、環境省及び農林水産省は、平成25年12月に策定した「抜本	さらに、環境省及び農林水産省は、平成25年12月に策定した「抜本

的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を10年後（平成35年度）までに半減することとした。また、平成26年４月に示した「被害対策強化の考え方」において、10年後（平成35年度）までに、ニホンザルは加害群の数の半減、カワウは被害を与えるカワウの生息数の半減を目指す目標について、侵入防止柵の設置や追い払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含め、取り組むこととした。	的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を10年後（平成35年度）までに半減することとした。また、同じく両者は、平成26年４月に示した「被害対策強化の考え方」において、10年後（平成35年度）までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。今後、これらを踏まえた鳥獣の管理を強化することが必要である。
こうした状況に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14 年法律第88号）が改正され、平成27 年５月に完全施行された。改正に伴い、法律の題名は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）となった。	こうした状況に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が改正され、平成27年５月に施行されることとなった。改正に伴い、法律の題名は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となった。以下、本指針においては、改正前の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「旧法」といい、改正後の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を「法」という。
なお、従前より、直接対象とする鳥獣のみならずその他の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、必要に応じて個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥獣種の個体群、及び当該個体群と人間との関係を適正な状態に誘導することを広く「管理」等と呼んでいた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、「鳥獣の保護」とは、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」と定義されており、従前の意味での「管理」を図るための具体的な手段を示す用語として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を位置付けて	なお、従前より、直接対象とする鳥獣のみならずその他の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、必要に応じて個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥獣種の個体群、及び当該個体群と人間との関係を適正な状態に誘導することを広く「管理」等と呼んでいた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、「鳥獣の保護」とは、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」と定義されており、従前の意味での「管理」を図るための具体的な手段を示す用語として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を位置付けて

いる。本指針においては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の用語と同義のものとして使用する。	いる。本指針においては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の用語と同義のものとして使用するものとする。 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。 さらに、鳥獣の保護及び管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。
全国的に深刻な農林水産業被害等に対応するためには、法に基づく新しい制度の運用に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要である。	加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。
鳥獣の管理を強化する必要がある一方で、鳥獣の保護や安全の確保の観点も併せて進めていく必要がある。今後、指定管理鳥獣を中心として、積極的な管理が進む中で、鳥獣の保護の観点では、例えば、鉛製銃弾等による鳥類への影響や、わなの使用数が増加することによる意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）等の増加が懸念される。これらに対しては、指定猟法禁止区域制度の適切な活用等、法に規定されている既存の規制的手法を、より一層的確に運用することが求められる。 安全の確保の観点では、平成26年の法改正により、夜間銃猟や市街地での麻酔銃猟をはじめとして、これまで捕獲活動が行われなかった場所や時間帯での捕獲が行われることに伴う事故の発生が懸念される。これらの実施に当たっては、事故が発生しないよう、行政機関には、これまで以上に、関係者間の合意形成、現場に即したきめ細かな	また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。 こうしたことを踏まえ、鳥獣保護管理事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという、鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施するものとする。 また、鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであること

計画、地域での慎重な調整が求められる。捕獲作業に従事する者には、猟具の使用に係る技術の向上は当然として、安全管理の徹底が求められる。 　これらを科学的かつ計画的に実施するためには、鳥獣の保護及び管理に係る体制の整備が不可欠である。まず、国、都道府県、市町村、民間の団体等は、それぞれの役割を明確にし、その役割を果たした上で、必要な連携を図る必要がある。また、その役割を果たすためにも、科学的な情報の収集と計画的な事業の実施、事業の評価が不可欠である。さらに、これを確実に実行するために、鳥獣の保護及び管理に関わる専門的な知見を有する人材の確保及び育成と適所への配置又は活用が求められる。 　これらの取組は、全国的に都市化と過疎化が同時に進行し、多くの人にとって鳥獣と人の生活との関係が希薄になっているとともに、市街地等への鳥獣の出没等の問題も発生している社会背景の中で行われることとなる。人と鳥獣の関係はどうあるべきかを将来的な課題として検討するためには、都道府県域をまたぐ広域的な視点、集落管理を含めた地域的な視点のほか、鳥獣のもたらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視野が必要である。この観点からは、狩猟のあり方、野生鳥獣の愛玩飼養の考え方、傷病鳥獣救護（傷病により保護を要する野生鳥獣をいう。以下同じ。）の進め方も捉え直す必要があると考えられる。 *（Ⅰ第一の本文、第二～第六の各論に統合→）*	を踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下両計画を併せて「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、更には農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。 2　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 (1)　鳥獣の保護及び管理 　イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系、生活環境、農林水産業等への被害が一層深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。また、餌の豊凶が個体数又は生息域に大きく影響を与える場合も見られている。 　このような状況の中で、46都道府県で131の特定鳥獣保護管理計画

	（平成26年４月１日現在。旧法に基づく計画。）が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展してきたが、ニホンジカ及びイノシシでは生息分布域の大部分で特定鳥獣保護管理計画が作成されてきた一方で、その他の種については、計画策定が効果的と思われる都道府県においても策定されていない場合がある。また、特定鳥獣保護管理計画に基づく科学的・計画的な保護管理の推進により、計画の策定や評価のための継続的な調査や、個体数調整のための捕獲や被害防除対策が進んでいる地域もあり、一定の成果がみられるが、多くの都道府県では、個体数の減少や被害の低減といった特定鳥獣保護管理計画の目標の達成に至っていない。これは、目標設定の方法や目標達成の手段に課題があることに加え、モニタリングやその結果を踏まえた計画の見直しが不足しているためと考えられる。さらに、目標達成の手段としての捕獲については、狩猟者登録をして行う狩猟や農林水産業被害対策として行う捕獲に期待する計画が多く、本来都道府県に求められている個体群管理に必要な調査や捕獲が十分に進んでいない場合もある。 　このため、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることに加え、これまで以上に計画策定者である都道府県による主体的な対策の実施が求められる。さらに、鳥獣の保護及び管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、より的確なものへと見直す順応的な保護及び管理の推進が求められている。 　また、個体群が広域に分布する鳥獣の保護及び管理については、地域個体群ごとの広域的な鳥獣の保護及び管理が課題となっている。第二－２(1)の広域的な保護又は管理の指針については、現在作成されているのはカワウ２地域、クマ１地域、ニホンジカ１地域であり、特定計画への反映も含め一層の推進が必要である。さらに、市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。 　平成26年の法律改正により、従来の都道府県知事が定める特定鳥獣

	保護管理計画は、都道府県知事が定める ア　その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画） イ　その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画） 及び、環境大臣が定める ウ　国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣）の保護に関する計画（希少鳥獣保護計画） エ　特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣（特定希少鳥獣）の管理に関する計画（特定希少鳥獣管理計画） に再整理され、従来の特定鳥獣保護管理計画は、アからエまでのいずれかの計画として新たに作成されることとなった。 　これらの計画を適切に作成し及び実施していくためには、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理に係る専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成・確保が必要である。特に、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置することや、認定鳥獣捕獲等事業者制度を適切に運用すること等により鳥獣の管理の担い手を確保することが求められる。 　なお、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事が認定した認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣の管理の担い手になることが求められており、その育成・確保が課題となっている。 (2)　鳥獣保護区 　国指定鳥獣保護区については渡り鳥の生息地等として国際的に重要な湿地等に係る指定箇所数が増加している一方、都道府県指定鳥獣保護区については鳥獣による農林水産業被害等の深刻化等を背景に近年

	では指定箇所数が微減傾向となっている。鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の管理の取組等により鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進し、生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。 (3)　鳥獣保護管理員 　鳥獣保護管理事業の実施を補助する者として都道府県に置かれている鳥獣保護管理員については、その新たな役割として鳥獣の保護及び管理についての助言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が期待されており、専門性の確保が課題となっている。 (4)　狩猟 　鳥獣の管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣の管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。 (5)　有害鳥獣捕獲 　地域ぐるみで、鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、隣接地域との連携、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要となっており、国及び地方公共団体における鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。 　また、わなの利用状況、捕獲状況、安全確保等について、実態や課題の把握を行い、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討することが求められている。 (6)　国際的な取組の状況 　渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において、条約・協定の締結に向けて取

	り組んでおり、これらに基づき、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や共同研究等を進めている。また、これまでに「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進に努めてきた結果、アジア太平洋地域におけるシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築され、渡り鳥及びその生息地に関する普及啓発や保全のための取組等の国際協力が進展してきた。平成18年には、当該地域の渡り鳥保全を更に推進するために同戦略は発展的に解消され、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足している。 　さらに、平成24年に開催された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」第11回締約国会議までに46か所の国内湿地がラムサール条約湿地として登録され、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用の推進が図られている。 　しかし、国境を越えて移動する渡り鳥については、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。また、国内の一部では、生息環境の悪化により渡り鳥の渡来数が減少している事例も見られる。こうした状況の下で、国内の鳥獣保護区の適切な指定及び管理により鳥獣の生息地及び生息環境を保護していくこと、生息環境が悪化した場合に指定目的に照らして当該鳥獣保護区を指定した国又は都道府県において必要があると認めるときには環境の改善のための事業等を実施していくこと、さらには環境教育への活用等の取組を進めていくことが求められている。 (7)　鳥獣の流通等 　国内で違法に捕獲した鳥類を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されており、さらに、愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。

（Ⅰ第一の本文、第二～第六の各論に統合→）	(8)　感染症 　高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような家畜と野生鳥獣に感染し、人には感染しない感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。感染症対策は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することが必要であり、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。 ３　鳥獣保護管理事業の実施の方向性 　上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護管理事業を次のとおり実施するものとする。 (1)　生物多様性の保全 　鳥獣保護管理事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用及び個体群管理の実施等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保護管理事業が適切に実施されなければ、ニホンジカ等の増加による植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様性に深刻な影響を与える。このことから、鳥獣保護区及び特別保護地区、更には休猟区や法第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特定計画の策定及び適切な実施、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第14条の２に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、法第18条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の２に基づく鳥獣保護区における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。 (2)　人と鳥獣の適切な関係の構築 ①　第一種特定鳥獣保護計画及び希少鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護 　全国的に生息数が減少し、絶滅のおそれが生じている鳥獣や、ツキ

	ノワグマのように、地域個体群によっては生息域の縮小、分断等により地域的に絶滅のおそれが生じているか、又は生息数が減少する可能性がある鳥獣については、安定して存続可能な個体数を回復又は維持できるよう、生息環境の整備、捕獲等の制限等による保護の取組が必要である。 　このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について、都道府県は第一種特定鳥獣保護計画を作成して、適切な保護の推進を図るものとし、第一種特定鳥獣保護計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第12条第２項に基づく鳥獣の捕獲等の制限等の活用を図るものとする。 　また、希少鳥獣については、国は必要に応じて希少鳥獣保護計画を作成して、希少鳥獣の保護を図るものとする。 ②　第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理 　イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、在来種の場合にあっては地域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等、適切な鳥獣の管理が必要となる。 　また、希少鳥獣であっても、局地的な生息数の増加により、農林水産業等への被害が深刻であって、計画的な管理を進める必要がある種もある。 　このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について都道府県は第二種特定鳥獣管理計画を作成して、適切な管理の推進を図るものとし、第二種特定鳥獣管理計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加え

	て、必要に応じ、法第14条に基づく第二種特定鳥獣に係る狩猟の特例や、法第14条の２に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用を図るものとする。 　また、希少鳥獣については、国が必要に応じて特定希少鳥獣管理計画を作成して、特定希少鳥獣の管理を図るものとする。 ③　指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化 　国は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く）について、指定管理鳥獣に指定するものとする。都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画及びそれに基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、必要な捕獲等を主体的に実施するよう努めるものとする。 ④　狩猟の役割とその適正化 　狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲等の担い手という役割を果たしている。このような社会的役割について普及啓発を行うとともに、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図り、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。 ⑤　科学的・計画的な保護及び管理の進め方 　人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護及び管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護及び管理はもとより、個別の有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。 ⑥　科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備

	鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理の推進を図るためには、生態学的な考え方に基づいた事業の実施やモニタリング、事業実施結果の評価等が不可欠であり、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。 また、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する都道府県行政職員の育成・配置に努めるとともに、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護管理員、技術者及び鳥獣の管理の一端を担う狩猟者の育成を図り、あわせて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、地域における個体数推定等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護及び管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、あわせて、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等を行う事業者の育成に努めるものとする。 (3)　地域住民の理解と協力、鳥獣保護管理事業の普及啓発等 鳥獣保護管理事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やＮＧＯとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。 特に、鳥獣の管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況とそれらを踏まえた対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。 また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り食肉等に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことも重要であ

	る。 (4)　関係主体の役割の明確化と連携 　国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護管理事業の効果的な実施を図るものとする。 *（←第十一から移動）* 第十一　関係主体の役割の明確化と連携 １　関係主体ごとの役割 　鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。 (1)　国の役割 　国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。 　具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣の保護及び管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理の実施、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣の保護及び管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣の保護及び管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。
第二　関係主体の役割の明確化と連携 １　関係主体ごとの役割 　鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たす。 (1)　国の役割 　国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進する。国は、鳥獣の保護及び管理の状況の変化、社会的変化に応じて、５年ごとに基本指針を見直す。 　具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行う。また、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、指定管理鳥獣等の特に重要な鳥獣については、全国的な分布域の調査や生息数の推定、個体群管理や捕獲等に関する技術開発及び普及等を実施するほか、希少鳥獣の基礎的な知見の収集を図るとともに、各都道府県の生息状況調査等の取組の促進や技術的な助言を行う。さらに、法に基づいて行う制度の運用の概況に関する情報を鳥獣関係統計として集計する。 　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を支援する。 　広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広	

域指針の作成に努める。 (2)　地方公共団体の役割 ア　都道府県 都道府県は、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、当該都道府県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実施する。 具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成・配置を行う。また、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行い、市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う。 また、必要に応じて、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、対象とする鳥獣の保護又は管理の目標を設定する。当該都道府県内において、各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県が主体的な役割を担う。都道府県は、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、各都道府県における生息数の推定等を行って、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定するとともに、実施計画の目標達成のために必要な捕獲等事業を積極的に実施する。さらに、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努める。 鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護管理事業計画並びに第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）との整合が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。 イ　市町村 近年、条例や鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の権限の一部を都道府県から委譲されているほか、鳥獣被害防止特措法に定	(2)　地方公共団体の役割 ア　都道府県 都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護及び管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。 具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成並びに鳥獣保護管理事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。 特に、当該都道府県内における鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、当該鳥獣を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定して、当該都道府県内において、各主体が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行うとともに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することとする。さらに、各主体が実施した捕獲情報を収集するとともに、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。なお、都道府県は、当該都道府県内における保護又は管理すべき鳥獣について、必要に応じて、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努めるものとする。 さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護管理事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。 イ　市町村 近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護及び管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、

める被害防止計画に基づく施策を実施する等、市町村の役割が増大している。 鳥獣の捕獲許可の権限を委譲された市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画に基づき、適切な捕獲許可の運用を図る。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村は、都道府県と連携し、被害防止計画に基づく施策を実施する。具体的には、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に、都道府県に報告する。	都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。 このため、条例に基づき鳥獣保護管理事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護管理事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体群管理、生息環境管理並びに被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。
(3)　事業者、市民、民間団体、専門家等の役割 ア　事業者 事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。 また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮する。 鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努める。 エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努める。 イ　市民、民間団体（ＮＰＯ、ＮＧＯ）、専門家等	(3)　事業者、市民、民間団体、専門家等の役割 ア　事業者 鳥獣の保護及び管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣の保護及び管理の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。特に、鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上に努めるものとする。 また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するものとする。 鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。 エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。 イ　市民、民間団体（ＮＰＯ、ＮＧＯ）、専門家等

市民は、人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を進める。	市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築並びに鳥獣の保護及び管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。
専門的な知識及び技術等を有している団体や自然とのふれあいに関する民間団体は、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発を行うことにより、行政と市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。	鳥獣の保護及び管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。 専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護管理事業の適切な実施に協力することが期待される。
専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。	専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。
2　関係主体の連携 (1)　機関・団体の横断的な連携 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体は、互いの役割を認識した上で、各主体が連携する。 また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、都道府県の鳥獣行政部局は、他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の連携の中心的な役割を担う。	2　関係主体の連携 (1)　鳥獣保護管理事業計画 鳥獣保護管理事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。 また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護及び管理すべき地域個体群に関連する国、地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。
(2)　情報と方針の共有 地域間の取組方針の違いや連絡調整の不足により、鳥獣保護管理事業が適切に実施できない場合がある。例えば、無計画な捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大等が生じないよう	(2)　特定計画等 国、都道府県、鳥獣保護管理事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及びその実施計画の効果的な実施を図るものとする。

に、特に、隣接する地方公共団体間で、情報と取組方針の共有を図る。	また、鳥獣の保護及び管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。 さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護及び管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体群管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護及び管理を進めるものとする。
(3)　鳥獣の管理のための捕獲体制の整備 これまで、「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲は、平成26年の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理された。 この管理の目的での捕獲のうち、鳥獣の個体数を適正な水準にまで減少させる目的での捕獲と、個別の被害を防止する目的での捕獲とでは、求められる体制は異なる。 特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制、市町村が行う捕獲体制は、第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。 山林の奥地や山域等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者を含めて、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択や体制の構築を行う必要がある。 市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）等の捕獲隊は、隊員数の減少、高齢化が進んでいる。捕獲隊員	

等の選定については、技術の優れた者を捕獲隊員に選定をする、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する、農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる必要がある。 　個別の被害を防止する目的での捕獲の中で、クマ類やイノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応にあっては、求められる迅速性や技術力は高く、対応できる者の配置や連絡体制を予め計画的に準備しておく必要がある。市街地周辺での麻酔銃猟や空砲による追い払い等、特殊な技術が要求される場合もあることから、都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団体等との連携を強化する必要がある。	
(4)　地域に根ざした取組の充実 　鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分である。関係主体が連携して、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。都道府県が特定計画を作成する際にも、市町村ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、地域的な共通認識の醸成を図りながら、その内容を集落レベルまで周知していく必要がある。 　また、都道府県及び市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図る。	(3)　地域に根ざした取組の充実 　鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。 　また、都道府県及び市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。
第三　科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施 1　科学的情報の収集 (1)　順応的な計画の作成と目標の設定	*（←第二３等から移動）* 3　鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進 　科学的・計画的な鳥獣保護管理事業を推進するためには、鳥獣の分布、個体群動態、生息数、植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。
鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の因果関係を明確にしがたい不	また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実

確実性を有する自然を対象に取り扱うものである。そのため、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、科学的かつ計画的な目標の設定を行い、これを順応的に見直していく姿勢が重要である。 この目標は、適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的な知見に基づいて設定することが必要となる。ここでいう科学的な知見については、生態学的な考え方や鳥獣保護管理事業の実施結果の客観的な情報だけではなく、農林水産業に関する情報、社会科学的な知見も重要である。これらの膨大な情報を収集・整理するためには、調査を計画的に実施し、これにより得られた知見を、事業結果の評価に活かすことが不可欠である。 (2)　収集するべき情報の項目とその活用 収集するべき情報の項目は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定に必要な捕獲情報及び生息密度情報、被害防除対策や効率的な捕獲に関する技術とする。情報を収集する対象鳥獣種は、登録狩猟（法第11条第１項第１号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）、捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲される全ての鳥獣種とし、これらの情報を、法に基づく権限者や事業実施者ごとに収集する。 都道府県は、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、都道府県内の鳥獣保護管理事業の進捗を把握し、その効果について客観的に評価を行う。鳥獣保護管理事業計画については、これらの評価に基づいて、必要に応じて順応的に見直すよう努める。評価の過程で得られた情報は、関係者間において共有する。 国は、国土全体の鳥獣の保護及び管理の状況を把握するため、最低限収集すべき情報の項目の全国的な規格化（標準化）を進め、希少鳥獣及び指定管理鳥獣等、特に重要な鳥獣種に重点を置きつつ、捕獲される全ての鳥獣種の捕獲情報等を、政府が整備及び管理を行う情報システム等で収集する体制整備を図る。	施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。 このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その際、登録狩猟（法第11条第１項第１号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）による捕獲、捕獲許可による捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発、効率的な捕獲技術、捕獲個体の活用や処分に係る技術等の開発等の鳥獣の保護及び管理に資する調査研究・技術開発についても推進するものとする。 また、国は、都道府県の協力を得て、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。 さらに、Ⅱ第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調

	査に加え、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。 　なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣については、国及び都道府県においてそれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。
２　特定計画制度の推進	*（←第三から移動）* 第三　特定計画制度の推進 *（←第三２から移動）* ２　地域における取組の充実
(1)　特定計画に基づく施策の着実な実施 　都道府県及び市町村は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な特定計画に基づく施策を実施するための実施計画を作成する等し、個体群管理・被害防除対策・生息環境管理を総合的に推進する。なお、都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行う。	(1)　実施計画の作成の推進 　都道府県又は鳥獣保護管理事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。 　また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。 　さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。 (2)　実施計画に基づく保護及び管理の推進 　鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣の保護及び管理の取組に努めるものとす

(2)　技術ガイドライン等の整備 　国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、概ね５年ごとに見直し、情報の更新に努める。	る。 　このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護及び管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護及び管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。 *（←第三１(2)から移動）* (2)　技術ガイドライン等の整備 　国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるものとなるよう、概ね５年ごとに見直し、情報の更新に努めるものとする。技術ガイドラインにおいては、(1)②の地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣の保護及び管理、実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。 (3)　特定計画の実施状況に関するフィードバック 　国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、５年ごとに行うこととされている鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針の作成と合わせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。 　また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果

	を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるよう情報提供を行うものとする。 ３　休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用 　第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟が、当該特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第１項に基づき、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該第二種特定鳥獣に関して捕獲等をすることができる区域を指定し、第二種特定鳥獣管理計画の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。 　なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする第二種特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。 ４　入猟者承認制度 　孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体群管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第３項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の管理を行うものとする。 当該制度については、特定計画に基づく鳥獣の保護及び管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護及び管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。
３　鳥獣保護区の指定及び管理 (1)　鳥獣保護区の適切な指定及び管理	*（←第五から移動）* 第五　鳥獣保護区の指定及び管理 １　鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施した上で、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る等、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努める。	鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努めるものとする。
ア　鳥獣保護区の指定及び管理の考え方	(1)　鳥獣保護区の指定及び管理の考え方
国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行う。また、鳥獣の保護のモデルとなるような適切な鳥獣保護区の管理を推進する。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施する。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図る。	国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣の保護のモデルとなるような適切な鳥獣保護区の管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図るものとする。
湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努める。	湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努めるものとする。
都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行う。	都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。
イ　保護に関する指針の充実	(2)　保護に関する指針の充実
近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理	近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理

が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。	が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。
こうした状況の変化に対応するために、鳥獣保護区の保護に関する指針及び特別保護地区の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努めるとともに、Ⅲ第七２（１）の対象となる地域で行った鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査結果を反映したものとする。また、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努める。	こうした状況の変化に対応するために、法第28条第２項の規定に基づく鳥獣保護区の保護に関する指針及び法第29条第４項の規定に基づく特別保護地区の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努めるものとする。
(2)　鳥獣保護区における保全事業の推進	２　鳥獣保護区における保全事業の推進
保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。指定者である国又は都道府県は鳥獣の生息環境の保全及び整備を図る観点から、必要に応じて積極的に保全事業を行う。	保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。
保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。	保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定めるものとする。
また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成し、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得る。	また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成することとし、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得るものとする。
なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。	なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努めるものとする。
(3)　環境教育等の推進	３　環境教育等の推進
鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察	鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察

路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発信等を行うよう努める。	路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発信等を行うよう努めるものとする。
４　狩猟の適正化 狩猟は、許可による捕獲や鳥獣捕獲等事業による捕獲とは異なり、狩猟者登録を行った者の自由な意思で行われる。その一方で、狩猟制度に基づく捕獲が、鳥獣の計画的な管理に貢献しうるものであることを踏まえ、狩猟の意義を社会で広く共有することが期待される。また、狩猟者は、今後も鳥獣保護管理事業の重要な担い手として社会から信頼を得て、市民の理解を得ていくことが必要である。 狩猟においては、重大な事故や錯誤捕獲等が発生しうる。猟具の使用による危険の予防等は、狩猟を行う上で、最も基礎的で重要な事項の一つである。狩猟の適正化のため、狩猟者にあっては、安全確保と法令遵守はもちろんのこと、地域社会の理解を得るためマナーも含めて遵守することも求められている。 一方で、全国的に狩猟者の減少・高齢化が続いているため、狩猟者の人数の確保が喫緊の課題であることから、狩猟の役割について普及啓発を行うとともに、狩猟者確保のための方策について充実に努める。	*（←第六１・２・４から移動）* 第六　狩猟の適正化 １　基本的な考え方 鳥獣の科学的・計画的な管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体群管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣の管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。 狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣の管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。 しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。 このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の管理を更に推進することとする。 ２　狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実 狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟者団体等による狩猟者の育成によって、鳥獣保護管理事業、錯誤捕獲の防止、鉛製銃弾による汚染の防止、感染症の予防、外来鳥獣等対策等の鳥獣の保護及び管理等に関する狩猟者の知識や技術の充実、狩猟に関連するマナーの向上を図ることとする。 ４　狩猟者の確保 これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の

	社会的な意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣の管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行い、適切な予算の確保や狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。 　また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟者団体等とも連携を図るものとする。 *（←新設、一部第六５から移動）*
５　鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項 (1)　鳥類の鉛中毒の防止 　全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、鉛製銃弾の使用に伴う鳥類の鉛中毒症例の増加等が懸念されているが、特に北海道を除く地域において鉛中毒の発生実態に関する科学的知見は十分蓄積されていない。 　国及び都道府県は、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛の汚染状況の現状を科学的に把握するため、効果的なモニタリング体制を構築する。鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や捕獲等事業において非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため代替弾に関する情報について把握、周知に努めるとともに、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについて普及啓発を図る。 (2)　錯誤捕獲の防止 　全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念される。国及び都道府県は、この現状を科学的に把握するため、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴って錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置等の情報を可能な限り収集し、錯誤捕獲の防止と錯誤捕獲が発生した際の対応のための	*（←第六５から移動）* ５　鳥類の鉛中毒の防止 　鳥類の鉛中毒の防止を図るため、関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等、捕獲個体の適切な取扱いの普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。

対策に活用する。錯誤捕獲の防止は、非対象種の保護の観点で重要となるだけでなく、対象種の効率的な捕獲にも効果がある点について留意する。 (3)　捕獲個体の活用の促進 　鳥獣の管理を促進する観点から、鳥獣の捕獲個体については、地域の実情に応じて、食肉への活用等の有効利用を促進する。 (4)　地域住民の理解と協力 　鳥獣の管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況とそれらを踏まえた対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。 　また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことは重要である。	
第四　鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施 　以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進める。 １　制度上の区分に応じた保護及び管理 (1)　希少鳥獣等 ア　対象種 　希少鳥獣は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣として環境大臣が定めるものとする。国は、	*（←第二から移動）* 第二　鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施 　以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進めるものとする。 １　制度上の区分に応じた保護及び管理 (1)　希少鳥獣等 ①　対象種 　希少鳥獣は、法第２条第４項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。さらに、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の

レッドリストの見直し、あるいは適切な保護又は管理の手法が確立した段階で対象種を見直す。 また、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。 なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。 イ　保護及び管理の考え方 環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。 さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努める。なお、希少鳥獣等に関する地域における取組について、必要に応じて、都道府県が任意に地域の計画を作成することは妨げない。 特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく取組を実施する。 (2)　狩猟鳥獣	手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も対象とし、適切な保護又は管理の手法が確立した段階で対象種を見直すものとする。なお、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。 なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。 ②　保護及び管理の考え方 希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第４条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。 また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。 さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努めるものとする。 特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。 なお、都道府県においても、域内の実情に応じて都道府県希少鳥獣を鳥獣保護管理事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護又は管理に努めるものとする。 (2)　狩猟鳥獣

ア　対象種 　狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境大臣が定めるものとする。 1)　地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。 2)　狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次のa～cのいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。 　a　当該鳥獣の保護の観点 　b　生物多様性の確保の観点 　c　社会的・経済的な観点 　この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を５年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。 イ　保護及び管理の考え方 　国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。 　ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。	①　対象種 　以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第２条第７項に基づき定めるものとする。 　また、国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を５年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。 1)　次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。 　ア　狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。 　イ　生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。 ②　保護及び管理の考え方 　狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。 　また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。 　国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護管理事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。 　ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、

	人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。 　さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図るものとする。
(3)　外来鳥獣 ア　対象種 　外来鳥獣は、我が国に過去あるいは現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去あるいは現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。 イ　管理の考え方 　農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。	(3)　外来鳥獣 ①　対象種 　本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。 ②　管理の考え方 　外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。 　また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16 年法律第78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。 　なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、当該地域において必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 指定管理鳥獣 ア　対象種 　指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境大臣が定めるものとする。 　国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結果から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時期に指定管理鳥獣の指定及び見直しを行う。 イ　管理の考え方 　指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。 　都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。都道府県は、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。また、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。	(4) 指定管理鳥獣 ①　対象種 　指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、法第２条第５項に基づき環境大臣が定めるものとする。 　国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結果等から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時期に指定管理鳥獣の指定を行うよう努めるものとする。さらに、指定管理鳥獣の生息状況等や法第14条の２第８項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為の特例措置の必要性を勘案して、必要に応じて対象種の見直しを行うものとする。 ②　管理の考え方 　指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。 　都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。 　なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするためには、個体群管理を行うために必要な一定の範囲で鳥獣の生息状況を把握しながら、必要に応じて隣接都府県とも調整を図りつつ、捕獲等をすることが適当であること、都道府県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定者として、管理の目標を設定し、都道府県内において各主体が実施する捕獲全体

	の調整を行うとともに、必要な捕獲を主体的に実施することが求められていることから、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成することとしている。 　指定管理鳥獣の適切な管理のため、都道府県は、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該都道府県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。また、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとする。
国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定する。国の機関が、自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、自らが管理する区域内で、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。	国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定するとともに、管理の基本的な指針を定め、都道府県等による生息状況及びその将来予測、被害状況等の調査結果に関する情報を収集するなどして、全国的な観点から各都道府県に対し取組状況の評価や技術的な助言を行うこと等により、都道府県による捕獲目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価及び必要に応じた目標の見直しが推進されるよう支援を行う。また、必要に応じて国が複数の都道府県による協力連携体制を構築すること等により、全国的な取組の水準を高めるよう努めるものとする。さらに、国の機関が自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国の機関が管理する区域内で、当該都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が策定されている場合には当該計画と十分整合を図りつつ、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。
(5)　一般鳥獣 ア　対象種 　希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。	(5)　一般鳥獣 ①　対象種 　希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）並びに指定管理鳥獣以外の鳥

イ　保護及び管理の考え方 　全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。たとえば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル、ニホンカモシカ等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、特定計画に基づく保護又は管理を図る必要がある。また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、各都道府県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。 2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 (1)　広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方 　3つ以上の都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合がある。この場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例を踏まえ、以下のとおり、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下「広域指針」という。）の作成に努める。 ア　広域指針の作成及び見直し 　広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して、広域協議会を設置して作成及び見直しをする。 　広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との	獣とする。 ②　保護及び管理の考え方 　一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。 　また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続や被害の防止を図るものとする。 *（←第三1から移動）* 1　特定鳥獣の適切な保護及び管理 (1)　広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方 　隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下1において、単に「地域個体群」という。）の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護及び管理に努めるものとする。 ①　広域指針の作成 　広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。 　広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との

整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施する。	整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施するものとする。 なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護又は管理の実施に努めるものとする。
	② 広域指針の対象とする地域個体群 広域指針の作成対象は、隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣や複数の都道府県にまたがる孤立した鳥獣の地域個体群とし、国は広域指針作成のために必要な情報の整備に努め、(2)で示す技術ガイドラインにおいて、全国的な地域個体群の輪郭及び優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。 技術ガイドラインに示された地域個体群に関係する都道府県は、当該都道府県の区域内の鳥獣の地域個体群に関する、生息数動向、被害規模、繁殖力、分布の連続性等の個体群動向等を示す指標を既存資料や調査によって把握するとともに国に情報提供を行うものとする。
イ 広域協議会の設置 広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努める。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加する。 ただし、カワウ等鳥類のように、行動域が広く、地域個体群の分布域を示すことが難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。	③ 広域協議会の設置 広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努めるものとする。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加するものとする。 ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。
ウ 科学的及び順応的管理の推進 広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見	④ 科学的及び順応的管理の推進 広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見

直しを行う。 広域協議会は、必要に応じて、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置する。科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行う。	直しを行うものとする。 広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。 科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。
エ　広域指針の記載項目 広域指針には、以下の項目を必要に応じて記載する。	⑤　広域指針の記載項目 広域指針には、以下の項目を記載するものとする。ただし、保護又は管理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えないものとする。
1　広域的な保護又は管理の目的及び背景 2　保護又は管理すべき鳥獣の種類 3　広域指針の期間 4　広域指針の対象地域 5　広域的な保護又は管理の目標（①現状、②保護又は管理の目標、③目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方、④対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等））	1　広域的な保護又は管理の目的及び背景 2　保護又は管理すべき鳥獣の種類 3　広域指針の期間 4　広域指針の対象地域 5　広域的な保護又は管理の目標 (1)　現状 (2)　保護又は管理の目標 (3)　目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方 (4)　対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）
6　広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項 7　広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項	6　広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項 7　広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項 (1)　生息環境の保護 (2)　生息環境の整備
8　広域的な保護又は管理における被害防除対策 9　広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバッ	8　広域的な保護又は管理における被害防除対策 9　広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバッ

ク 10　その他広域的な保護又は管理のために必要な事項（①広域的な実施体制（広域協議会の体制等）、②特定計画及び都道府県協議会について、③普及啓発、④その他）	ク 10　その他広域的な保護又は管理のために必要な事項 (1)　広域的な実施体制（広域協議会の体制等） (2)　特定計画及び都道府県協議会について (3)　普及啓発 (4)　その他
	2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 (1)　広域的な保護又は管理が必要な鳥獣 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等への被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下「広域指針」という。）やそれと整合が図られた特定計画の作成による保護又は管理が進められている。こうした取組は広域的な鳥獣の保護又は管理を進める上で効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るように努めるものとする。
(2)　保護について特に配慮が必要な鳥獣 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。	(2)　保護について特に配慮が必要な鳥獣 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、その維持に留意すべきであり、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努めるものとする。なお、このような鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じており、被害防止のためやむを得ず捕獲が必要な場合においては、第一種特定鳥獣保護計画において、捕獲等の抑制に関する事項を定める等の措置を講じるものとする。
(3)　管理について特に配慮が必要な鳥獣	(3)　管理について特に配慮が必要な鳥獣

半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が多い又は増加しているものについては、その維持に留意すべきであるが、当該鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るため、都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施すること等により、きめ細かな管理に努める。	半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が多い又は増加しているものについては、その維持に留意すべきであるが、当該鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るため、都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施や、必要に応じて捕獲数制限の実効性を高めるための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな管理に努めるものとする。
また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なるツキノワグマ等の種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった管理に努める。	また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった管理に努めるものとする。
(4)　渡り鳥及び海棲哺乳類	(4)　渡り鳥及び海棲哺乳類
ア　国境を越えて移動する渡り鳥は、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。我が国に渡来する渡り鳥の保護については、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において、条約・協定の締結に向けて取り組んでいる。国は、これらに基づき、引き続き、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や国際的な共同研究等を進める。国内においては、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進め、渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、必要に応じて保全事業を実施する。また、渡り鳥の飛来経路やその重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機等を使用した調査を進める。	国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下の考え方により適切な保護及び管理に努めるものとする。 ①　我が国に渡来する渡り鳥の保護については、関係国との国際的な連携・協力を図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進める。
イ　法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理の方策を検討し、種及び地域個体群の存	②　法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理の方策を検討し、種及び地域個体群の存

続を図る。なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に属するものについては、他の法令による適切な保護又は管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行う。	続を図る。 なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に属するものについては、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や保護及び管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護又は管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行うものとする。
	（←第四から移動）
第五　人材の育成及び配置	第四　人材の育成・確保
1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置 鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、適所に配置又は活用する必要がある。特に都道府県にあっては、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。さらに、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実を進める。	1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保 鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、都道府県等の行政機関を始め、研究機関や鳥獣の保護及び管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。 なかでも、鳥獣の保護及び管理の推進に当たっては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣の管理の実施に関する助言・指導が求められている。 都道府県においては、鳥獣の保護及び管理に関する各種計画（鳥獣保護管理事業計画、特定計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画）の作成、実施及び結果の評価等を適切かつ円滑に実施できる人材の育成・確保に努め、当該人材を鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する場合においては、適切に実施するための事務（関係機関との調整、事業の契約事務、受託者の監督等を含む。）を円滑に行うことができる人材を、都道府県の関係部署及び出先機関に適切に配置することが求められる。
国は、各都道府県において鳥獣保護管理に関する専門的知見を有す	なお、国は、各都道府県においてこれらの人材が鳥獣行政担当職員

る人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表する。また、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識を有する人材を確保する体制の整備、活用を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を行う等の支援を行う。	に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表するものとする。 地域でのきめ細かな鳥獣の保護及び管理には、Ⅰ第三－２の実施計画作成が効果的であり、実施及び評価に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。 ア　鳥獣保護管理員の鳥獣の保護及び管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備 イ　認定鳥獣捕獲等事業者、猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体群管理 ウ　都道府県、市町村等から委託を受けて鳥獣の保護及び管理を行うことができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保 科学的・計画的な鳥獣管理の推進に当たっては、都道府県等に対して特定計画などの作成及び実施に関する技術的助言を行う人材、特に効果的な捕獲等に関する技術的助言を行う人材が必要である。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、地域の状況に応じた高度な捕獲技術を有する人材や、認定鳥獣捕獲等事業者のように安全かつ確実に捕獲等を実施できる者が必要である。 さらに、集落単位での効果的な捕獲等の実施に当たっては、地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材が必要である。 国は、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識や技術等を評価し、必要な人材を確保する体制（鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材登録事業の仕組み等）の整備を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を受けられるよう支援を行うものとする。 さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、一定の技能及び知識を持った鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図るものとする。 また、国及び都道府県は、鳥獣の保護及び管理についての教育を行

	っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣の保護及び管理に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。
2　研修等による人材育成 鳥獣保護管理事業の実施には、幅広い知識や技術が求められる。国においては、関係省庁が連携して全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理に関する研修を実施する。都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修を実施する。	2　研修等による人材育成 (1)　国が実施する研修の基本的な考え方 ア　全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。 イ　受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。 ウ　さらに、鳥獣捕獲等事業者を対象とした法第18条の２に規定する認定に係る安全管理及び捕獲に関する技能・知識等に関する研修について、必要に応じて支援をするものとする。 (2)　地域的な視点からの研修の基本的な考え方 ア　都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。 イ　受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣の保護及び管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。 ウ　農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣の保護及び管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣の保護及び管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。 エ　鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容に

	ついては、鳥獣の保護及び管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体、認定鳥獣捕獲等事業者等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。
研修内容は、鳥獣保護管理制度、順応的管理のあり方、鳥獣保護管理事業の柱である個体群管理・生息環境管理・被害防除対策の考え方、計画の作成、モニタリング及び計画の評価、見直し等に関する内容等、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図る。また、内容を評価し、適切な見直しに努める。 なお、研修を受ける対象者が行政の職員と民間の技術者とでは、求められる技能や知見が異なることから、対象者に合わせたカリキュラムの提供が求められる。そうしたことを踏まえ、国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣保護管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。	(3)　研修内容及びその普及の基本的な考え方 ア　研修においては、鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体群管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。 イ　全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。 ウ　研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。
3　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用 認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。	3　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用 鳥獣の管理を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が必要である。認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。
国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持・向上を図るため、必要な情報を提供する。	都道府県は、法人が実施する鳥獣の捕獲等の事業のうち、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業であるとして認定するものとし、また、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確

なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見直す。	保に努めるものとする。 国は、鳥獣捕獲等事業及びその認定の実施者である都道府県等を支援する観点から、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保、技能の向上等の支援に努めるものとする。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定に係る基準については、制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
第六　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	第十二　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項
	1　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣 都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるための取組について情報を収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果的な取組等を促すように努めるものとする。
1　国の鳥獣捕獲許可の許可基準 全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の内容に準じて定める。	2　国の鳥獣捕獲許可の許可基準 全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。
2　輸入鳥獣の取扱いの適正化 (1)　特定輸入鳥獣の指定の考え方 特定輸入鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、原則として、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。 ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定する。	3　輸入鳥獣の取扱いの適正化 (1)　特定輸入鳥獣の指定の考え方 法第26条第２項に規定する特定輸入鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。 ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該当することをもって指定することとする。

ア　輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。 イ　過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が飼養されている種であること。 ウ　他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の規制の対象とされていない種であること。	ア　輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。 イ　過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が飼養されている種であること。 ウ　他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の規制の対象とされていない種であること。
(2)　特定輸入鳥獣の取扱い 国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努める。	(2)　特定輸入鳥獣の取扱い 国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めるものとする。
3　愛玩飼養の取扱い 愛玩のための飼養の目的で野生鳥獣を捕獲することについては、違法な捕獲や乱獲を助長するおそれがあることから、原則として許可しない。また、鳥獣は本来自然のままに保護することが望ましいという考え方に従い、その規制の強化に努めるものとする。一方、野鳥の愛玩飼養の慣習が古くからあるものの、飼養の対象が外国産の鳥類等に限定されてしまうこと等にかんがみ、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、今後廃止を含めて検討する。この検討に当たっては、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉面、国内外の生物多様性の確保等を踏まえた野生鳥獣の愛玩飼養に関する総合的な検討を行う。	4　愛玩飼養の取扱い 自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。このため、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討する。
4　傷病鳥獣救護に関する考え方 野生鳥獣は、山野等にあって、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように野生生物の生と死によって成り立っているものが生態系であり、自然の傷病による野生鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。 一方、人には野生鳥獣を敬い命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥	*（←第七から移動）* 第七　傷病鳥獣の取扱い 傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病鳥獣の効果的な救護に努めるものとする。 1　傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野

獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。 　傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の個体の保全や環境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討する。	生復帰を図るとともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づく保護増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等と連携・協力しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等に努めるものとする。 　救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣の種の選定を行う等により、意義のある傷病鳥獣の救護を効率よく実施することとする。 ２　救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。 　さらに、傷病鳥獣として救護される鳥獣は、感染症に感染しているおそれがあることから、救護に携わる者は防疫に努めるとともに、既に収容している鳥獣への感染拡大を防止するために、検疫等の措置を採ることも重要である。
５　油等による汚染に伴う水鳥の救護 　国及び都道府県は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月８日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努める。 　国は、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、予め、連絡体制の整備や関係者への研修を行う。	３　油等による汚染に伴う水鳥の救護について、「1990 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18 年12 月８日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努めるものとする。 ４　傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等については、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。 *（←第十から移動）*

6　感染症への対応 高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する可能性のある人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような、人には感染しないが、家畜と野生鳥獣に感染する感染症についても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。感染症対策は、希少鳥獣や個体群の保全及び生物多様性の確保の観点から、また、人や家畜等への感染予防及び感染拡大の防止の観点から、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することが必要であり、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施し、国民や地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。	第十　感染症への対応 高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等への対応についても課題とされている。 このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。 また、鳥獣行政部局は鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。
7　鳥獣への安易な餌付けの防止 鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。 このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発	*（←第八から移動）* 第八　鳥獣への安易な餌付けの防止 鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。 このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発

生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。	生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮するものとする。
希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行う。 さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努める。	希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。 さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。
8　国際的取組の推進 国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、関係国等と連携・協力しつつ、国際的取組の推進を図る。	*（←第九から移動）* 第九　国際的取組の推進 国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、国は、二国間の渡り鳥保護に関する条約・協定等及び東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの枠組みに基づき、関係国等と連携・協力しつつ、国際的取組の推進を図るものとする。
Ⅱ　希少鳥獣の保護に関する事項	Ⅱ　希少鳥獣の保護に関する事項
第一　希少鳥獣の保護及び管理	第一　希少鳥獣の保護及び管理 希少鳥獣は、国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣であるため、希少鳥獣に関する施策は、基本的には保護を図るための施策である。

希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、新たな生息地を整備していく必要がある。 一方、近年、希少鳥獣であっても、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に係る被害が深刻なことから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。 このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずる。	希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、新たな生息地を整備していく必要がある。 一方、近年、希少鳥獣であっても、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に係る被害が深刻なことから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。 このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずるものとする。
第二　希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項	第二　希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項
１　計画の対象とする鳥獣 (1)　希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められる種とする。 なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成する。 (2)　特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は	１　計画の対象とする鳥獣 (1)　希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められるものとする。 なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成するものとする。 (2)　特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は

地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められる種とする。 　なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成する。	地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められるものとする。 なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成するものとする。
２　計画の期間 　計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として３～５年間程度とする。	２　計画の期間 　計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として３～５年間程度とする。
３　計画の対象地域 　計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定する。	３　計画の対象地域 　計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定するものとする。
４　保護又は管理の目標 　希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。 　目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進める。また、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行う。 　具体的には、下記のとおり設定する。 (1)　希少鳥獣保護計画における目標 　生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、生息地の保護及び整備についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努める。	４　保護又は管理の目標 　希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。 　目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進めるものとする。また、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。 　具体的には、下記のとおり設定するものとする。 (1)　希少鳥獣保護計画における目標 　生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、生息地の保護及び整備についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努め

(2)　特定希少鳥獣管理計画における目標 　生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努める。	るものとする。 (2)　特定希少鳥獣管理計画における目標 　生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。
５　保護事業及び管理事業 (1)　希少鳥獣保護計画に基づく保護事業 　計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、計画的に保護事業を実施する。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。 ア　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項 　保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲、新しい生息地の形成等を定めて実施する。 イ　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 　関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図る。 　また、特に生息環境として重要な地域については、極力、鳥獣保護区又は休猟区に指定し、更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討する。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求める。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状態にするための方法及び内容を記載する。	５　保護事業及び管理事業 (1)　希少鳥獣保護計画に基づく保護事業 　計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、計画的に保護事業を実施するものとする。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。 ア　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項 　保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲、新しい生息地の形成等を定めて実施するものとする。 イ　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 　関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図るものとする。 　また、特に生息環境として重要な地域については、極力、鳥獣保護区又は休猟区に指定し、更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状態にするための方法及び内容を記載するものとする。
(2)　特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業 　計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ、	(2)　特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業 　計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ、

計画的に管理事業を実施する。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。	計画的に管理事業を実施するものとする。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。
ア　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項 　管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方法、内容等を定めて実施する。	ア　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項 　管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方法、内容等を定めて実施するものとする。
イ　被害防除対策に関する事項 　被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施する。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施する。 　なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。	イ　被害防除対策に関する事項 　被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。 　なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。
6　計画の記載項目 (1)　希少鳥獣保護計画の記載項目 　希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。 1　計画策定の目的及び背景 2　対象とする鳥獣の種類 3　計画期間 4　希少鳥獣の保護が行われるべき区域 5　希少鳥獣の保護の目標 (1)　現状 (2)　目標	6　計画の記載項目 (1)　希少鳥獣保護計画の記載項目 　希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。 1　計画策定の目的及び背景 2　対象とする鳥獣の種類 3　計画期間 4　希少鳥獣の保護が行われるべき区域 5　希少鳥獣の保護の目標 (1)　現状 (2)　目標

６　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項 ７　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 ８　その他希少鳥獣の保護のために必要な事項 　人工増殖、野生復帰等の方法及び内容、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。	６　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項 ７　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 ８　その他希少鳥獣の保護のために必要な事項 　人工増殖、放鳥獣等の方法及び内容、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。
(2)　特定希少鳥獣管理計画の記載項目 　特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。 １　計画策定の目的及び背景 ２　対象とする鳥獣の種類 ３　計画期間 ４　特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域 ５　特定希少鳥獣の管理の目標 (1)　現状 (2)　目標 ６　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項 ７　特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項 ８　その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項 　モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。	(2)　特定希少鳥獣管理計画の記載項目 　特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。 １　計画策定の目的及び背景 ２　対象とする鳥獣の種類 ３　計画期間 ４　特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域 ５　特定希少鳥獣の管理の目標 (1)　現状 (2)　目標 ６　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項 ７　特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項 ８　その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項 　モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。
７　計画の作成及び実行手続 (1)　検討会・連絡協議会の設置 　学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。 (2)　関係地方公共団体との協議 　希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案については、法第７条の３第５項及び第７条の４第３	７　計画の作成及び実行手続 　適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。 (1)　関係地方公共団体との協議 　希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案については、法第７条の３第５項及び第７条の４第３

項において読み替えて準用する第７条第７項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議する。	項において読み替えて準用する第７条第７項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議するものとする。
(3)　利害関係人の意見の聴取 法第７条の３第５項及び第７条の４第３項において読み替えて準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行う。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努める。	(2)　利害関係人の意見の聴取 法第７条の３第５項及び第７条の４第３項において読み替えて準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努めるものとする。
(4)　計画の決定及び公表・報告 計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知する。	(3)　計画の決定及び公表・報告 計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知するものとする。
(5)　計画に関する実施計画の作成 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画としてとりまとめ、公表するよう努める。	
(6) モニタリング 対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検する。また、モニタリング結果の概要については、公表する。 なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る効率化に努める。	(4)　モニタリング 対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。 なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。
８　計画の見直し 計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性に	８　計画の見直し 計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性に

ついて評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。	ついて評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。
９　計画の実行体制の整備 　前述の検討会・連絡協議会の設置等により、大学、研究機関、鳥獣の保護及び管理の専門家等と連携を図り、地域住民の理解や協力を得ることにより、施策の一貫性が確保される体制を整備する。	
Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間	第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間
平成29年４月１日から平成34年３月31日までとする。 　ただし、熊本地震（平成28年４月14日に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。）の影響により鳥獣保護管理事業計画を作成することが困難な場合には、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護管理事業計画を延長できることとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成34年３月31日までとする。	平成24年４月１日から平成29年３月31日までとする。 　なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号。以下「改正法」という。）附則第４条に基づき、法第４条の規定の例により定められた鳥獣保護管理事業計画は、改正法の施行の日（平成27年５月29日）において、法の規定により定められたものとみなされる。
第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込む。	鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。
１　鳥獣保護区指定の目的と意義	１　鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。	鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。このような観点から、鳥獣保護区の指定に努めることとする。
2　鳥獣保護区の指定方針 鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。 また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、１に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。 (1)　鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。 なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。 (2)　鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息	2　鳥獣保護区の指定方針 鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。 また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、１に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。 (1)　鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期間とする。 なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。 (2)　鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状

状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。 (3)　鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。 (4)　自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。 (5)　地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。 (6)　市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。 (7)　生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。 ３　鳥獣保護区の指定区分及び指定基準 鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。 なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接	況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。 (3)　鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。 (4)　自然公園法（昭和32 年法律第161 号）、文化財保護法（昭和25年法律第214 号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、法第35 条第１項に基づく特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。 (5)　地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。 (6)　市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。 (7)　生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。 ３　鳥獣保護区の指定区分及び指定基準 鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。 なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接

する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。	する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。
(1)　森林鳥獣生息地の保護区	(1)　森林鳥獣生息地の保護区
森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。	森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha（北海道にあっては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。	指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha（北海道にあっては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。
区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。	区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。
ア　多様な鳥獣が生息する地域	①　多様な鳥獣が生息する地域
イ　鳥獣の生息密度の高い地域	②　鳥獣の生息密度の高い地域
ウ　植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域	③　植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
1)　天然林	1)　天然林
2)　林相地形が変化に富む地域	2)　林相地形が変化に富む地域
3)　渓流又は沼沢を含む地域	3)　渓流又は沼沢を含む地域
4)　餌となる動植物が豊富な地域	4)　餌となる動植物が豊富な地域
(2)　大規模生息地の保護区	(2)　大規模生息地の保護区
行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。
指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。	指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。
ア　猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域	①　猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ　暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域 ウ　地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域	②　暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域 ③　地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域
(3)　集団渡来地の保護区 集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第１項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。	(3)　集団渡来地の保護区 集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80 条第１項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。
ア　現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域 イ　かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの	①　現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域 ②　かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの
(4)　集団繁殖地の保護区 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。 指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。	(4)　集団繁殖地の保護区 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。 指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。
(5)　希少鳥獣生息地の保護区 希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。	(5)　希少鳥獣生息地の保護区 Ⅰ第二－１(1)に定める希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。
(6)　生息地回廊の保護区 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林	(6)　生息地回廊の保護区 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林

帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。 　指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。 (7)　身近な鳥獣生息地の保護区 　市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。 ４　特別保護地区の指定 　鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第29条第７項第４号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。 　このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。	帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。 　指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努めるものとする。 (7)　身近な鳥獣生息地の保護区 　市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。 ４　特別保護地区の指定 　鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第29条第７項第４号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進めるものとする。 　このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとするとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止され

(1)　森林鳥獣生息地の保護区 　良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の２分の１以上の地区につき、それぞれの面積の10分の１以上を指定するよう努める。 (2)　大規模生息地の保護区 　猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。 (3)　集団渡来地の保護区 　渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。 (4)　集団繁殖地の保護区 保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。 (5)　希少鳥獣生息地の保護区 　保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。 (6)　生息地回廊の保護区 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。 (7)　身近な鳥獣生息地の保護区 　鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。 ５　特別保護指定区域 　集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極	た区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。 (1)　森林鳥獣生息地の保護区 　良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の２分の１以上の地区につき、それぞれの面積の10 分の１以上を指定するよう努めるものとする。 (2)　大規模生息地の保護区 　猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。 (3)　集団渡来地の保護区 　渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。 (4)　集団繁殖地の保護区 　保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。 (5)　希少鳥獣生息地の保護区 　保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。 (6)　生息地回廊の保護区 　保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。 (7)　身近な鳥獣生息地の保護区 　鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。 ５ 特別保護指定区域 　集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極

的に特別保護指定区域を指定するよう努める。 なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。	的に特別保護指定区域を指定するよう努めるものとする。 なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。
6　休猟区の指定 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。 また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。 なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。	6　休猟区の指定 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討するものとする。 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。 また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。 なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。
7　鳥獣保護区の整備等 (1)　管理施設、利用施設の整備 鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。 ア　管理施設の整備	7　鳥獣保護区の整備等 (1)　管理施設、利用施設の整備 鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。 ①　管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。 イ　利用施設の整備 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。 (2)　保全事業の実施 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。 なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載する。 ア　各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方 イ　鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要） また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。 第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 都道府県は、遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣を保護収容後、野外に放つこと（以下「放野」という。）を除く。）に関する事項として、以下の事項を盛り込む。	鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備するものとする。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努めるものとする。 ②　利用施設の整備 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。 (2)　保全事業の実施 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。 なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載することとする。 ①　各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方 ②　鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要） また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。 第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。）に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

1　鳥獣の人工増殖	1　鳥獣の人工増殖
	(1)　希少鳥獣等
	Ⅰ第二の１(1)に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。
	(2) 狩猟鳥獣
狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導する。この場合、下記の点に配慮する。	狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。この場合、下記の点に配慮するものとする。
ア　都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。	①　都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
イ　近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。	②　近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。
ウ　人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。	③　人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。
2　放鳥獣等	2　放鳥獣等
	(1)　狩猟鳥獣
(1)　鳥類	①　鳥類
ア　基本的考え方	1)　基本的考え方
狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合に、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できる。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図る。放鳥を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。	狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要な個体を放鳥できるものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。
イ　放鳥の取扱い	2)　放鳥の取扱い

1)　放鳥する鳥類の種類及び数量 　放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。 　数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。 2)　放鳥に際しての留意事項 　放鳥については、下記の点に留意する。 a　放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。 b　放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。 c　放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行う。 d　特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。 e　放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについて検討する。 f　放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。 (2)　哺乳類 　狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。 (3)　希少鳥獣等	ア　放鳥する鳥類の種類及び数量 　放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。 　数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。 イ　放鳥に際しての留意事項 　放鳥については、下記の点に留意するものとする。 (ｱ)　放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。 (ｲ)　放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査するものとする。 (ｳ)　放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行うこととする。 (ｴ)　特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないこと。 (ｵ)　放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。 (ｶ)　放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。 ②　哺乳類 　哺乳類（下記(2)に該当する哺乳類を除く。）については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導するものとする。 (2)　希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。 (4)　外来鳥獣等 外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。 第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下、単に「捕獲許可」という。）等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。	Ⅰ第二－１(1)に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応するものとする。 (3)　外来鳥獣等 外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあること等から、放鳥獣を行わないよう指導を徹底するものとする。 第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項等を盛り込むものとする。 １　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護及び管理の考え方が重要であることから、Ⅰ第二－１及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護及び管理の考え方を鳥獣保護管理事業計画に記載するものとする。 (1)　希少鳥獣 都道府県のレッドリストに記載されている鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二－１に準じて対象種と保護及び管理の考え方を整理する。 (2)　狩猟鳥獣 狩猟鳥獣であっても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続を経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、対象種と保護及び管理の考え方を整理する。 (3)　外来鳥獣等 外来鳥獣等については、必要に応じ、Ⅰ第二－１に準じて対象種と管理の考え方を整理する。

	(4)　指定管理鳥獣 　指定管理鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二－１に準じて対象種と管理の考え方を整理する。 (5)　一般鳥獣 　上記(1)～(4)以外の鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二－１に準じて対象種と保護及び管理の考え方を整理する。
１　捕獲許可基準の設定にあたっての共通事項 　捕獲許可に当たっては、法第９条第３項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。 (1)　許可しない場合の基本的考え方 ア　捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。 イ　捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。	２　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。 (1)　許可しない場合の基本的考え方 　以下の場合においては、許可をしないものとする。 ①　捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。 ②　捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。 ③　鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
ウ　第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。 エ　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地	④　捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。 ⑤　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地

における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。 　なお、法においては、個人又は法人（法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体、第18条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。	における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。 ⑥　特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第９条第３項第４号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。 ⑦　法第36 条及び規則第45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。 ⑧　法第38 条第２項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38 条の２の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。 (2)　許可する場合の基本的考え方 ①　学術研究を目的とする場合 　学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって 、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。 ②　鳥獣の保護を目的とする場合 1)　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合 　第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。 2)　その他鳥獣の保護を目的とする場合 　上記以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、

	原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。 ア　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 　鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合。 イ　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 　鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。 ③　鳥獣の管理を目的とする場合 1)　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。 2)　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合 　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。 ④　その他特別な事由を目的とする場合 　上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。 　また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、

	今後、廃止する方向で検討するものとする。 1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 　博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。 2)　愛玩のための飼養の目的 　個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別の事由があると都道府県知事が認めるものに限る。）で捕獲する場合。なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。 3)　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 　鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。 4)　鵜飼漁業への利用の目的 　鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。 5)　伝統的な祭礼行事等に用いる目的 　伝統的な祭礼行事等に用いる場合。 6)　前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的 　環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。
(2)　許可に当たっての条件の考え方 　捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法並びに猟具の所有等について付す。 　特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。	*（←第四２(4)から移動）* (4)　許可に当たっての条件の考え方 　捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。 　特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。	また、 第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。
(3)　わなの使用に当たっての許可基準	(3)　わなの使用に当たっての許可基準
ア　わなの構造に関する基準	
わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。	わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。
1)　くくりわなを使用した方法の許可申請の場合	①　獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）
a　イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。	1)　くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
b　イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が４ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。	*（←下部2）②から移動）*
2)　とらばさみを使用した方法の許可申請の場合	2)　とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。	②　イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合 くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が４ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
3)　ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合 はこわなに限る。	③　ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合 はこわなに限るものとする。
	(6)　捕獲実施に当たっての留意事項
	捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。
	また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるよ

イ　標識の装着に関する考え方 法第９条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。	うにする。 ①　法第９条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。 *（←第四２(6)②・(7)・(8)は第四３へ移動）*
(4)　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。	(9)　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。
(5)　鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。	
２　目的別の捕獲許可の基準 捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可における法人の従事者にも適用する。	
２－１　学術研究を目的とする場合	３　学術研究を目的とする場合

(1)　学術研究 　原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 ア　研究の目的及び内容 　次の1）から4)までのいずれにも該当するものであること。 1)　主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。 　ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 2)　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 3)　主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 　また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。 4)　研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。 イ　許可対象者 　理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。 ウ　鳥獣の種類・数 　研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。 エ　期間 　１年以内。 オ　区域 　研究の目的を達成するために必要な区域とする。	(1)　学術研究 ①　研究の目的及び内容 　次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。 1)　主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。 　ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 2)　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 3)　主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 　また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 4)　研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。 ②　許可対象者 　理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。 ③　鳥獣の種類・数 　研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。 ④　期間 　１年以内。 ⑤　区域 　研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟

	具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
カ　方法 　次の各号に掲げる条件に適合するものであること。	⑥　方法 　次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
1)　法第12条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。	1)　法第12 条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
2)　殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。	2)　殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。
キ　捕獲等又は採取等後の措置 1)　殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	⑦　捕獲等又は採取等後の措置 　原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 1)　殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
2)　個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。	2)　個体識別のため、指切り、ノーズタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
3)　電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 　なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。	3)　電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 　なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。
(2)　標識調査（環境省足環を装着する場合） 　原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得な	(2)　標識調査（環境省足環を装着する場合）

い事由がある場合は、この限りでない。 ア　許可対象者 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。） イ　鳥獣の種類・数 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。 ウ　期間 １年以内。 エ　区域 規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。 オ　方法 網、わな又は手捕。 キ　捕獲等又は採取等後の措置 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。 ２－２　鳥獣の保護を目的とする場合 (1)　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。 ア　許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	①　許可対象者 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。） ②　鳥獣の種類・数 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000 羽以内、３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000 羽以内、その他の者においては同各500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。 ③　期間 １年以内。 ④　区域 原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤　方法 原則として、網、わな又は手捕とする。 ４　鳥獣の保護を目的とする場合 (1)第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。 ①　許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ　鳥獣の種類・数 　第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。	②　鳥獣の種類・数 　第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。
ウ　期間 　第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。	③　期間 　第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
エ　区域 　第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	④　区域 　第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
オ　方法 　可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採ること。	⑤　方法 　可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採ること。
(2)　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 　原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	(2)　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 　原則として次の基準によるものとする。
ア　許可対象者 　国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	①　許可対象者 　国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。
イ　鳥獣の種類・数 　必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。	②　鳥獣の種類・数 　必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
ウ　期間 　１年以内。	③　期間 　１年以内。
エ　区域 　申請者の職務上必要な区域。	④　区域 　申請者の職務上必要な区域。
オ　方法	⑤　方法

禁止猟法は認めない。	原則として、法第12条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(3)　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	(3)　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 原則として次の基準によるものとする。
ア　許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	①　許可対象者 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
イ　鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。	②　鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
ウ　期間 １年以内。	③　期間 １年以内。
エ　区域 必要と認められる区域。	④　区域 必要と認められる区域。
オ　方法 禁止猟法は認めない。	⑤　方法 原則として、法第12条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
２－３　鳥獣の管理を目的とする場合	５　鳥獣の管理を目的とする場合 *（←第四５(2)から移動）*
(1)　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	(2)　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。 なお、実施に当たっての留意事項は５(1)②－１）ウに準じるものとする。
ア　許可対象者 原則として、銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者	1)　許可対象者 原則として、銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者

（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下のaからdの条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。 a　従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること b　当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること c　当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと d　当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること	（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。 また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。 さらに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。
イ　鳥獣の種類・数 第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。	2)　鳥獣の種類・数 捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。
ウ　期間 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。	3)　期間 ①　第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。 ②　捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。 ③　狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。
エ　区域 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	4)　区域 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
オ　方法 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危	5)　方法 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危

険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。 　また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。	険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。 　なお、鉛製銃弾を対象とした法第15 条第１項に基づく指定猟法禁止区域及び第12 条第１項又は第２項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。 　また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。 　さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。
(2)　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）についても許可する基準とする。	(1)　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 ①　有害鳥獣捕獲の基本的考え方 　有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。 　その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 　ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。 　有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。 　また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。 ②　有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 　被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案し

	て、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記①に加え次のとおりとする。 （←1）は「カ　その他」に移動） 2)　捕獲許可基準の設定方針 有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。
ア　許可対象者 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)に掲げる場合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。	ア　許可対象者 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体、第18条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第９条第３項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。
1)　小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合 ア）住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合 イ）農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、１日１回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じな	(ｱ)　住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

いと認められる場合 2）被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合	
3）　農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合	(ｲ)　農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合 　また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。
4）　法人に対する許可であって、以下のaからdの条件を全て満たす場合 a　従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること b　当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること c　当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと d　当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること	なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。 　また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。
イ　鳥獣の種類・数 　現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場	イ　鳥獣の種類・数 (ｱ)　有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得な

合に限る。	い場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。 (ｲ)　鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のa又はbに該当する場合のみ対象とするものとする。 a　現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合 b　建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であること。	(ｳ)　捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であるものとする。 ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(ｱ)～(ｳ)は適用しない。
ウ　期間 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。 なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。	ウ　期間 (ｱ)　有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とするものとする。 ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。 (ｲ)　有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。 (ｳ)　狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、あわせて、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。 (ｴ)　予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。
エ　区域	エ　区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。	(ｱ)　有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。 (ｲ)　被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。 (ｳ)　鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。 　また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成等により管理の推進を図るものとする。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。
オ　方法 　空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。	オ　方法 　空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。 　なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第１項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第１項又は第２項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止して

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。	いる区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。 また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。 さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。 3)　有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備 有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。 ア　捕獲隊の編成 イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。 なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、

	市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。 イ　関係者間の連携強化 　被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。 ウ　被害防止体制の充実 　被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。
カ　その他 a　第二種特定鳥獣管理計画との関係 　第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。 b　被害防除対策との関係 　原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。	*（←第四２①1)から移動）* 1)　基本的考え方 オ　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整との関係 　第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。 ア　基本的な方針 　有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと

c　被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い 全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。 ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。	認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。 狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであるか、又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき計画的に捕獲すべきであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。 なお、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。 また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
d　予察捕獲 予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去５年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。 予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付及び鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、	イ　予察捕獲 被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、１）アで示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、１）アで示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるものとする。 予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去５年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息

中長期的の計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。	状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。 　また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。 　なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。 　また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は第二種特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。 ウ　有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項 　有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。 　また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。
e　狩猟期間中及びその前後における取り扱い 　狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。	

２－４　その他特別の事由の場合 　それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 ア　許可対象者 　博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。 イ　鳥獣の種類・数 　展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）。 ウ　期間 　６か月以内。 エ　区域 　規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。 オ　方法 　禁止猟法は認めない。	６　その他特別の事由の場合 　それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。 (1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 ①　許可対象者 　博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。 ②　鳥獣の種類・数 　展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）。 ③　期間 　６か月以内。 ④　区域 　原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 　原則として、法第12 条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(2)　愛玩のための飼養の目的 　愛玩のための飼養を目的とする捕獲は原則として認めない。ただし、都道府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合はこの限りではない。また、この場合においても次の基準による。 　なお、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。	(2)　愛玩のための飼養の目的 　原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、都道府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。 　なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。
ア　許可対象者	①　許可対象者 　自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ５年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。 イ　鳥獣の種類・数 メジロに限る。許可対象者当たり１羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり１羽とする。 ウ　期間 繁殖期間中は認めない。 エ　区域 住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。 オ　方法 禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。 (3)　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 ア　許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。 イ　鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 ウ　期間 ６か月以内。 エ　区域 住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合	しておらず、かつ５年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。 ②　鳥獣の種類・数 メジロに限る。許可対象者当たり１羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり１羽とする。 ③　期間 繁殖期間中は認めない。 ④　区域 原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。 ⑤　方法 原則として、法第12 条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。 (3)　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 ①　許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。 ②　鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 ③　期間 ６か月以内。 ④　区域 原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

は、この限りでない。 オ　方法 　網、わな又は手捕。 (4)　鵜飼漁業への利用の目的 ア　許可対象者 　鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。 イ　鳥獣の種類・数 　ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。 ウ　期間 　６か月以内。 エ　区域 　規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。 オ　方法 　手捕。 (5)　伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ア　許可対象者 　祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。 イ　鳥獣の種類・数 　伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。 ウ　期間 　30日以内。 エ　区域	⑤　方法 　網、わな又は手捕。 (4)　鵜飼漁業への利用の目的 ①　許可対象者 　鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。 ②　鳥獣の種類・数 　鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。 ③ 期間 　６か月以内。 ④ 区域 　原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 　手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (5)　伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ①　許可対象者 　祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)。 ②　鳥獣の種類・数 　伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。 ③　期間 　30 日以内。 ④　区域 　原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。	除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
オ　方法 禁止猟法は認めない。	⑤　方法 原則として、法第12 条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(6)　前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。	(6)　前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。
３　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
	（←第四２(7)から移動）
３－１　捕獲許可した者への指導 (1) 捕獲物又は採取物の処理等 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。	(7)　捕獲物又は採取物の処理等 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。
また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タッグ）の装	また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとす

着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年総理府告示第40 号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。 錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。 錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。 (2) 従事者の指揮監督 法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。 (3)危険の予防 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。 （4）錯誤捕獲の防止 ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。	る。 なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。 さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。 ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。 *（←第四５(1)②2）ア中から移動）* *（←第四５(1)②1）ウ中から移動）* *（←第四２(6)②から移動）* ② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。 (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

	鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。 特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。 また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。
	（←第四２(5)から移動） (5)　許可権限の市町村長への委譲
３－２　許可権限の市町村長への委譲 条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。	都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。
また、絶滅のおそれのある地域個体群、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。	また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。
都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。	都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。
なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の	なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合

申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。	理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。
３－３　鳥類の飼養登録 　鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。 (1)　登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。 (2)　平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。 (3)　装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。 (4)　愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより１人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。 また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。	７　鳥類の飼養登録 　鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。 (1)　登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。 (2)　平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。 (3)　装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。 (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより１人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。 　また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。
３－４　販売禁止鳥獣等の販売許可 (1)　許可の考え方 　販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。 ア　販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。 イ　捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによ	８　販売禁止鳥獣等の販売許可 (1)　許可の考え方 　販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 ①　販売の目的が規則第23 条に規定する目的に適合すること。 ②　捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによ

って違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。 (2)　許可の条件 　販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。	って違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。 (2)　許可の条件 　販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。
３－５　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 　生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の２第１項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。	*（←第四５(1)②1）エから移動）* エ　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 　生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第９条第１項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか、法第38条の２第１項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。
第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 　鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込む。	第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 　鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。
１　特定猟具使用禁止区域 　特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。 (1)　銃猟に伴う危険を予防するための地区	１　特定猟具使用禁止区域 　特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。 (1)　銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域 (2)　静穏を保持するための地区 法第９条第３項第４号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地） (3)　わな猟に伴う危険を予防するための地区 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域	銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域 (2)　静穏を保持するための地区 法第９条第３項第４号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地） (3)　わな猟に伴う危険を予防するための地区 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域
２　特定猟具使用制限区域 特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされている。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。	２　特定猟具使用制限区域 法第35 条第１項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされているが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。
３　猟区 (1)　猟区の設定 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。 ア　狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている	３　猟区 (1)　猟区の設定 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。 ①　狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている

等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。	等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
イ　会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。	②　会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
ウ　隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。	③　隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
エ　第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。	④　第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。
(2)　その他	(2)　その他
猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進める。	猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進めるものとする。
４　指定猟法禁止区域	４　指定猟法禁止区域
(1)　指定の考え方	(1)　指定の考え方
指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。	指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。
特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。	特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。 なお、現在、法第12 条第２項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。
また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を	また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行

進める。 (2)　許可の考え方 　指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。 (3)　条件の考え方 　指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。 第六　特定計画の作成に関する事項 　鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において、単に「計画」という。）の作成に関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込む。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る計画については、当該広域指針との整合を図る。国が技術ガイドラインを作成している鳥獣については、当該ガイドラインに示されている考え方を参考にする。 １　計画作成の目的 　計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。	いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。 (2)　許可の考え方 　指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。 (3)　条件の考え方 　指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。 第六　特定計画の作成に関する事項 　鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において単に「計画」という。）の作成に関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。 １　計画作成の目的 　計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

２　対象鳥獣の単位 　計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。 ア　第一種特定鳥獣保護計画 　第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。 イ　第二種特定鳥獣管理計画 　第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。 ３　計画期間 　計画期間は、原則として３～５年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事	２　対象鳥獣 (1)　第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣 　第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。 　なお、第一種特定鳥獣保護計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。 (2)　第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣 　第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。 　なお、第二種特定鳥獣管理計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。 ３　計画期間 　計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として３～５年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定するものとする。

業計画の改定に合わせて、必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。	計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。 また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。
４　対象地域 計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定する。 計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、協議、調整を行う。	４　対象地域 計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。 なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護又は管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。
５　計画の目標 科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。 保護又は管理の目標については、下記のとおり設定する。なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。 また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い	５　保護又は管理の目標 保護又は管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。 保護又は管理の目標については、下記のとおり設定するものとする。 なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。 また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い

関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進める。さらに、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行う。計画の目標とする指標は、当該地域個体群に関する生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護又は管理の目標を設定する。	関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。 さらに、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。 (1)　第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標 当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護の目標を設定するものとする。 (2)　第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標 当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定するものとする。 なお、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ当該都道府県において、当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し、必要な捕獲数を把握するものとする。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すことが望ましい。 また、生息環境管理及び被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。
6　保護事業又は管理事業	6　保護事業又は管理事業 (1)　第一種特定鳥獣保護計画の保護事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせて実施する。	計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画・連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。 なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。 また、鳥獣被害対策は、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護事業に取り組むものとする。捕獲等により対応する場合においては、その必要性を慎重に判断するものとする。
ア　個体群管理 (1)　共通事項 個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を明示する。 (2)　第一種特定鳥獣保護計画 第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定した目標の枠内で調整する。地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。 (3)　第二種特定鳥獣管理計画 第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、齢	ア　個体群管理 地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。 個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し

構成等様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する必要がある。	関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。 なお、被害防止の目的の捕獲等を行う場合にあっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。 また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。
イ　生息環境管理 (1)　共通事項 生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境管理や、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいよう行う生息環境管理を実施する。 (2)　第一種特定鳥獣保護計画 第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する。 (3)　第二種特定鳥獣管理計画 第二種特定鳥獣保護計画においては、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。	イ　生息環境管理 当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。 また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。
ウ　被害防除対策 被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。	ウ　被害防除対策 第一種特定鳥獣による被害があって、被害防除対策を実施する場合においては、個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て

	実施するものとする。 　なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。 (2)　第二種特定鳥獣管理計画の管理事業 　計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。 　なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。 ア　個体群管理 　地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。 　個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者

	で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。 　なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。 　また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。 イ　生息環境管理 　当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。 ウ　被害防除対策 　被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。 　なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。
7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 　都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都道府県は、あらかじめ当該特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必	7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 　第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であって、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するために、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、第二種特定鳥

要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。 　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定については、「Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項」で詳述する。	獣管理計画において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を定めるものとする。 (1)　指定管理鳥獣捕獲等事業の目的 　当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、当該都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施するものとする。 (2)　実施期間 　実施期間については、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めるものとし、また、原則として１年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態、地域の実情等に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。 (3)　実施区域 　実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定めるものとする。 (4)　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、

	指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。 (5)　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとする。 (6)　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者 　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者については、実施する都道府県又は国の機関を定めるものとする。
8　計画の記載項目及び様式 　計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えない。 (1)　第一種特定鳥獣保護計画の記載項目 1　計画策定の目的及び背景 2　保護すべき鳥獣の種類 3　計画の期間 4　第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域 5　第一種特定鳥獣の保護の目標 6　第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項 7　第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	8　計画の記載項目及び様式 　計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。 (1)　第一種特定鳥獣保護計画の記載項目 1　計画策定の目的及び背景 2　保護すべき鳥獣の種類 3　計画の期間 4　第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域 5　第一種特定鳥獣の保護の目標 (1)　現状 ①　生息環境 ②　生息動向及び捕獲等又は採取等の状況 ③　被害等及び被害防除状況 ④　その他 (2)　保護の目標 (3)　目標を達成するための施策の基本的考え方 6　第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項 7　第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 (1)　生息環境の保護

	(2)　生息環境の整備
8　その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項 　被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。	8　その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項 　被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。
(2)　第二種特定鳥獣管理計画の記載項目	(2)　第二種特定鳥獣管理計画の記載項目
1　計画策定の目的及び背景	1　計画策定の目的及び背景
2　管理すべき鳥獣の種類	2　管理すべき鳥獣の種類
3　計画の期間	3　計画の期間
4　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	4　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
5　第二種特定鳥獣の管理の目標	5　第二種特定鳥獣の管理の目標
	(1)　現状
	①　生息環境
	②　生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
	③　被害等及び被害防除状況
	④　その他
	(2)　管理の目標
	(3)　目標を達成するための施策の基本的考え方
6　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 （指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項）	6　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 （指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項）
7　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	7　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
	(1)　生息環境の保護
	(2)　生息環境の整備
8　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 　被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。	8　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 　被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。
9　計画の作成及び実行手続	9　計画の作成及び実行手続 　適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた

	適正な目標並びに保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。
(1)　検討会・連絡協議会の設置 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。	(1)　検討会・連絡協議会の設置 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護及び管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。 また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。
(2)　関係地方公共団体との協議 計画を策定する都道府県は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議する。また、都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、法第７条第７項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県等と協議する。 なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行う。	(2)　関係地方公共団体との協議 都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第７条第７項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。 なお、日出前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行うものとする。
(3)　利害関係人の意見の聴取 利害関係人の意見聴取については、公聴会の開催その他の方法により行う。都道府県において計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又	(3)　利害関係人の意見の聴取 法第７条第５項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する利害関係人の意見聴取については、都道府県において計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業

は団体が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象地域での鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。	団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。
なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をする。	なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をするものとする。
(4)　計画の決定及び公表・報告 計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告する。	(4)　計画の決定及び公表・報告 計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるものとするとともに、環境大臣に報告するものとする。
(5)　計画に関する実施計画の作成 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）としてとりまとめ、公表するよう努める。実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。	(5)　計画に関する実施計画の作成 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、Ⅰ第三－２に基づき検討会・連絡協議会において検討・協議した上で計画に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、公表するよう努めるものとする。 実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。 計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。 実施計画に基づく保護又は管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。 なお、第二種特定鳥獣管理計画の実施計画を策定する場合であって、当該実施計画の対象地域において、計画の目標を達成するために

	指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、当該実施計画と指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の整合を図るものとする。 　実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。 １　保護又は管理すべき鳥獣の種類 ２　計画の期間 ３　保護又は管理すべき区域 ４　保護又は管理の目標 ５　捕獲等又は数の調整に関する事項 　（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項） ６　生息地の保護及び整備に関する事項 ７　被害防除対策に関する事項 ８　その他の保護又は管理のために必要な事項 (6)　実施計画に基づく保護又は管理の推進 　実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。 (7)　モニタリング 　第一種特定鳥獣又は第二種特定鳥獣の地域個体群の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。特に、第二種特定鳥獣については、個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）については確実な情報収集に努めるものとす

	る。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。 　なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。 　国は、都道府県に対して適切な調査手法等の提案や助言を行うよう努めるものとする。
10　計画の見直し 　計画が終期を迎えたときは、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。	10　計画の見直し 　計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。 　モニタリング及び科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。 　なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。
11　計画の実行体制の整備 　施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配置する。国は、都道府県の支援に努める。	11　計画の実行体制の整備 　保護又は管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護又は管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護及び管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。 　保護及び管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠

	であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。 　特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事業を実施するため、都道府県は鳥獣の管理に関する専門的職員を配置するよう努めるとともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。国は都道府県による専門的人材の育成・確保に対する支援に努めるものとする。
第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 　鳥獣保護管理事業計画には、法第78条の2に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する以下の事項を参酌して盛り込み、実施する。	第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 　鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込み、実施に努めるものとする。 　また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。 　なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。 　さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を５キロメートルメッシュ又は１キロメートルメッシュ（国土標準３次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。 １　鳥獣保護対策調査 　都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。 　なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当

	たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。 　また、法第80条第１項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護及び管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。
１　鳥獣の生態に関する基礎的な調査 (1)　鳥獣生息分布等調査 　都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。	(1)　鳥獣生息分布等調査 　鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。 　なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び管理対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。 　また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。 (2)　希少鳥獣等保護調査 　希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。 　また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。
(2)　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 　都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年１月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボ	(3)　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。 　本調査は、毎年１月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

ランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。	なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。
	2　鳥獣保護区等の指定・管理等調査
	鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うものとする。
	なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行うものとする。
	また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。
	3　狩猟対策調査
	狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。
(3)　狩猟鳥獣生息状況調査 主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。	(1)　狩猟鳥獣生息調査 主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。 クマ類、イノシシ、ニホンジカ等特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況の把握に努めるものとする。 なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。 また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。 (2)　放鳥効果測定調査 放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。 調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される

	標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。 (3)　狩猟実態調査 　狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。 　調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。 　特にクマ類については、科学的な保護及び管理の推進のため、捕獲された個体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。
(4)　特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 　特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。 ２　法に基づく諸制度の運用状況調査 (1)　鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査 　鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的で継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、有識者等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。 (2)　捕獲等情報収集調査 　法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕	４　鳥獣管理対策調査 　生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。 　なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護管理員においてもその把握に努めるものとする。

獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別及び目撃数等から収集するべき基本的な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。 　また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態、捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。 (3)　制度運用の概況情報 　都道府県が、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。都道府県はこの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。 ３　新たな技術の研究開発 (1)　捕獲や調査等に係る技術の研究開発 　銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の技術開発、及び、錯誤捕獲の少ないくくりわなや箱わなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。 　また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。 (2)　被害防除対策に係る技術開発 　生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進める。	

(3)　捕獲個体の活用や処分に係る技術開発 　捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進める。	
第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込む。	鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。
1　鳥獣行政担当職員 　都道府県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。	1　鳥獣行政担当職員 　鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないようにする。 　なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法第76条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。 　また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。
2　鳥獣保護管理員 (1)　鳥獣保護管理員の活動について 　鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥	2　鳥獣保護管理員 (1)　鳥獣保護管理員の活動について 　鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥

獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として都道府県の事務を補助するものであって、ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。	獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等となっている。しかし、鳥獣による農林水産業等への被害発生の状況等を背景に、地域における鳥獣の保護及び管理に関する助言・指導並びに鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要がある。
(2)　鳥獣保護管理員の任命について 　鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。	(2)　鳥獣保護管理員の任命について 　鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとする。特に鳥獣の保護及び管理に関する地域への専門的な助言・指導等に関する要請があることから、都道府県は、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施していくものとする。さらに、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、常時活動が求められる場合には、専門的知識等を持つ鳥獣保護管理員について、必要な報酬の確保に努めるとともに、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保について検討するものとする。
(3)　鳥獣保護管理員の総数について 　各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を前提にせず、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。	(3)　鳥獣保護管理員の総数について 　鳥獣保護管理員の総数は、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、第10次鳥獣保護事業計画における総数と同様の人数（市町村合併前の市町村数と同様の規模）により地域に密着した活動が可能となる人数を配置することや、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知識等を有する鳥獣保護管理員が、都道府県内の特定の地域等において専門的な助言・指導が可能となるような人数の配置又は必要な活動量を確保すること等、各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。 (4)　鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について 　鳥獣保護管理員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確

	認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努めるものとする。
3　保護及び管理の担い手の育成及び配置 鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。	3　保護及び管理の担い手の育成 鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。 その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。 なお、保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。 また、Ⅰ第四を踏まえ、鳥獣の保護及び管理の担い手及び鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の確保及び育成を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。
(1)　人材の育成及び配置 ア　都道府県職員の育成及び配置 鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都道府県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、都道府県や国、大学等が実施する研修等を受講する。都道府県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行う。	
イ　鳥獣保護管理員の育成及び配置 都道府県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。	
ウ　市町村職員の育成 都道府県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。	

エ　民間の保護及び管理の担い手の育成 　都道府県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。 (2)　狩猟者の数の確保 　都道府県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。 ４　鳥獣保護管理の総合的な拠点整備 　鳥獣保護センター等は、これまで傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的に、設置、整備されてきた。 　近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、これまでの機能に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化又は新たな施設整備等に努める。 ５　取締り 　狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じる。 　なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連	 ４　鳥獣保護センター等の設置 　傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等、鳥獣保護管理事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。 　鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。 ５　取締り 　狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。 　なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連

携・協力に努める。 (1)　過去５年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。 (2)　狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。 ア　過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。 イ　狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。 (3)　特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。 (4)　氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。 (5)　鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。 (6)　我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。 (7)　取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。 (8)　狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の	携・協力に努めるものとする。 (1)　過去５年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。 (2)　狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化するものとする。 ①　過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。 ②　狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。 (3)　特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。 (4)　氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。 (5)　鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。 (6)　我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。 (7)　取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備するものとする。 (8)　狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩

狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。 (9)　任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。 (10)　警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。	猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。 (9)　任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。 (10)　警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努めるものとする。
６　必要な財源の確保 鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。	６　必要な財源の確保 鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。
第九　その他 以下について、必要な事項を記載するよう努める。	第九　その他 以下について、必要な事項を記載するよう努める。
１　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題を整理する。	１　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題を整理するよう努めるものとする。
２　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い 地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができる。この場合には、鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す。	２　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い 地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項について、当該地域における方向性を記載することとする。

3　狩猟の適正化 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。	3　狩猟の適正管理 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。 また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。
4　傷病鳥獣救護への対応 傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。 (1)　目的や手法の明確化 傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化することが重要である。特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る必要がある。 (2)　獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発 傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町	4　傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1)　基本的な考え方 傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。 ①　鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。 ②　救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。 ③　終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置付けを明確にするとともに、研修等を通じて育成を図る等、民間による積極的な取組を推進する。 ④　傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。 ⑤　都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。 ⑥　油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整

村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な取組を推進する。 なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。 (3)　傷病鳥獣の個体の処置について 傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続きを行った上で、必要なデータを収集し、（１）で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は（１）で明確化した目的及び意義踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。	備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。 ⑦　雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。 ⑧　救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上必要に応じて対策を講じる。 (2)　救護個体の取扱い 救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。 ①　収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。 ②　希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。 ③　特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。 ④　野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。 ⑤　その他(1)②で選定した鳥獣の種類等の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテ

(4)　感染症対策 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。 さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。 なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。 (5)　放野 放野は以下のような考え方を基本として対応する。 ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。 ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。 ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。 ５　油等による汚染に伴う水鳥の救護 都道府県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、予め、連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省	ーション及び野生復帰を行う。 (3)　感染症対策 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。 さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。 なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。 (4)　野生復帰 野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。 ①　対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。 ②　発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。 ③　感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

が実施する研修を、受講させるよう努める。	
6　感染症への対応 野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。	6　感染症への対応 Ⅰ第十の考え方を基本とし、野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。
(1)　高病原性鳥インフルエンザ 人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。 また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。	(1)　高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。 また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。
(2)　その他感染症 その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。	(2)　その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。
7　普及啓発 (1)　鳥獣の保護及び管理についての普及等 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。 また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施	7　普及啓発 (1)　鳥獣の保護及び管理についての普及等 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めるものとする。 普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが

するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。	必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努めるものとする。 　また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。
	（←第九５から移動）
(2)　安易な餌付けの防止 　鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。	５　安易な餌付けの防止 　Ⅰ第八に示すような鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進するものとする。その際には、以下の点について留意するものとする。
ア　安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。	(1)　安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
イ　観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。	(2)　観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うものとする。
ウ　生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。	(3)　生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。
(3) 猟犬の適切な管理 　猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。	
(4)　野鳥の森等の整備 　探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。	(2)　野鳥の森等の整備 　探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。
(5)　愛鳥モデル校の指定 　鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的	(3)　愛鳥モデル校の指定 　鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努めるものとする。

な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。	愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。 なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。
(6)　法令の普及の徹底 本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。	(4)　法令の普及の徹底 鳥獣に関する法令のうち、法第８条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12 条第１項に基づくかすみ網の使用、法第16 条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制及び法第12 条第１項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13 条第１項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18 条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26 条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35 条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80 条第１項に基づく本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。
Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項	Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項
第一　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項	第一　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項
１　目的 指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施する。都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるととも	１　目的 指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施するものとする。 都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画に

に、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。	おいて指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）を作成するものとする。
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行うものとし、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定めるものとする。
２　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差支えない。	２　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差支えないものとする。
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目 １　背景及び目的 ２　対象とする指定管理鳥獣の種類 ３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 ４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 ５　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 ６　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 (1)　捕獲等の方法 (2)　捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。） (3)　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。） ７　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制 ８　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 ９　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目 １　背景及び目的 ２　対象とする指定管理鳥獣の種類 ３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 ４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 ５　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 ６　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 (1)　捕獲等の方法 (2)　捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。） (3)　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。） ７　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制 ８　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 ９　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

第二　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項	第二　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込むこととする。
１　背景及び目的	１　背景及び目的
第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。	第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定めるものとする。
２　対象鳥獣の種類	２　対象鳥獣の種類
対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。	対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定めるものとする。
３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として１年以内とする。ただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや１年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として１年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定するものとする。
４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区

域を定める。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。 　また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。 　なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。	域を定めるものとする。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。 　また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うものとする。 　なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先するなど、適切な役割分担がなされるよう考慮するものとする。
５　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定める。	５　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定めるものとする。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定めるものとする。
６　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込む。 (1)　捕獲等の方法 　指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定める。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定める。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定める	６　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容 　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込むこととする。 (1)　捕獲等の方法 　指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定めるものとする。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定めることとする。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法

とともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方法を定める。 (2)　捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。） 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第 18 条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第 14 条の２第８項第１号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。 捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定める。 捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定める。 また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定める。 住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定める。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定める。 なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意	等について簡潔に定めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方法を定めるものとする。 (2)　捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。） 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第14条の２第８項第１号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。 捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定めるものとする。 捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定めるものとする。 また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定めるものとする。 住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定めることとする。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定めるものとする。 なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意

見を聴取し、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止する。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努める。	見を聴取するものとし、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止するものとする。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努めるものとする。
(3)　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。） 夜間銃猟については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第 38 条第１項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行う。 夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者（夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定める。 なお、具体的な内容については、法第 14 条の２第８項第２号に基づき、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。 夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定める。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断し、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討する。	(3)　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。） 日出前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第38条第１項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行うこととする。 夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者（夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定めるものとする。 なお、具体的な内容については、法第14条の２第８項第２号に基づき、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。 夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定めるものとする。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断することとし、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討するものとする。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制 　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、関係市町村との連携を図りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努め、その体制を定める。	7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制 　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定めるものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努めるものとし、その体制を定めるものとする。
8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 　住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。 　住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定める。	8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 　住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定めるものとする。 　住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定めるものとする。
9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定める。 (1)　被害防止計画に基づく施策との連携 　鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、相互に	9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定めるものとする。

連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実施する。 (2)　指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項 　指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。 (3)　指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項 　指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実に行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。 　さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複していて、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の実施にあっては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態、捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。 (4)　地域社会への配慮 　地域社会に配慮すべき事項があれば定める。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努める。 第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続 　安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行する。	(1)　指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項 　指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定めるものとする。例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。 (2)　指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項 　指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定めるものとする。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実に行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。また、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の増加に伴い、山中で回収できなかった捕獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲個体の放置をしない場合においても、可能な限り非鉛弾を使用するよう努めるものとする。 (3)　地域社会への配慮 　地域社会に配慮すべき事項があれば定めるものとする。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努めるものとする。 第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続 　安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行するものとする。

1　関係地方公共団体との協議 法第 14 条の２第４項において準用する第７条第７項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議する。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議する。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議する。	1　関係地方公共団体との協議 法第14条の２第４項において準用する第７条第７項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議するものとする。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議するものとする。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議するものとする。
2　利害関係人の意見の聴取 法第 14 条の２第４項において準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努める。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。 なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行う。	2　利害関係人の意見の聴取 法第14条の２第４項において準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努めるものとする。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。 なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行うものとする。
3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表	3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表

するよう努めるとともに、法第 14 条の２第４項において準用する第４条第５項に基づき環境大臣に報告する。	するよう努めるとともに、法第14条の２第４項において準用する第４条第５項に基づき環境大臣に報告する。
４　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう十分配慮する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第 14 条の２第４項において準用する第７条第６項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。 都道府県知事は、法第 14 条の２第３項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。	４　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう十分配慮するものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第14条の２第４項において準用する第７条第６項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。 都道府県知事は、法第14条の２第３項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。
５　国の機関が実施する場合の手続 法第 14 条の２第５項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該の国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。 都道府県知事は、法第 14 条の２第５項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含	５　国の機関が実施する場合の手続 法第14条の２第５項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該の国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。 都道府県知事は、法第14条の２第５項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含む。）、

む。）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。 　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、法第 14 条の２第６項に基づき、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。	事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。 　指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、法第14条の２第６項に基づき、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。
第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方	第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方
指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第 14 条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。 　委託に当たっては、以下の考え方で行う。	指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第14条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。 　委託に当たっては、以下の考え方で行うものとする。
１　委託先の考え方 　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定にあたっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成する観点からも、認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる。 　さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮する。	１　委託先の考え方 　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとする。 　特に、認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していることにかんがみれば、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定することが望ましく、認定鳥獣捕獲等事業者を育成する観点からも積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できるものとする。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努める。	さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮するものとする。 なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努めるものとする。
2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項 指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努め、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定める。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定める。	2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項 指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意するものとする。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努めるものとし、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定めるものとする。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定めるものとする。
3　従事者証の交付 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第８条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第 14 条の２第９項において準用する法第９条第８項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者等に対し、指定	3　従事者証の交付 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第８条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第14条の２第９項において準用する法第９条第８項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者等に対し、指定

管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付する。 　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させる。	管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付することとする。 　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させるものとする。
第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画	第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画
１　夜間銃猟の委託と作業計画の作成 　指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第 14 条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。 　夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第 14 条の２第８項第２号に基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。 (1)　夜間銃猟の実施日時 　夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定める。 (2)　夜間銃猟の実施区域 　夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定める。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。 (3)　夜間銃猟の実施方法 　夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について定める。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全性の確	１　夜間銃猟の委託と作業計画の作成 　指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第14条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。 　夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第14条の２第８項第２号に基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。 (1)　夜間銃猟の実施日時 　夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定めるものとする。 (2)　夜間銃猟の実施区域 　夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定めるものとする。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定するものとする。 (3)　夜間銃猟の実施方法 　夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について、定めるものとする。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及

保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定める。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努める。	び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定めるものとする。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努めるものとする。
(4)　夜間銃猟をする者 夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許及び銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載した名簿を提出する。	(4)　夜間銃猟をする者 夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許及び銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載した名簿を提出するものとする。
(5)　その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等） 夜間銃猟を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定める。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定める。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意する。 また、夜間銃猟を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得る。	(5)　その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等） 夜間銃猟を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定めるものとする。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定めるものとする。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意するものとする。 また、夜間銃猟を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得るものとする。
2　夜間銃猟の実施手続 夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出する。 都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、夜間銃猟をする者として確認を受けた捕獲従事者に夜間銃猟をさせること。	2　夜間銃猟の実施手続 夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出するものとする。 都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、夜間銃猟をする者として確認を受けた捕獲従事者に夜間銃猟をさせること。

都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行う。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認する。 なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等にかんがみ、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取する等、十分な調整を行う。	都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行うものとする。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認するものとする。 なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等にかんがみ、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取するなど、十分な調整を行うものとする。
第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価	第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価
指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証する。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証する。 さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討する。 また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業	指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証するものとする。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証するものとする。 さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討するものとする。 また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業

の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施する。 　国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努める。	の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成するものとする。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。 　国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努めるものとする。